

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
基本施策					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
① 家庭と地域における子育て力の向上	1	パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	こども家庭課		A	妊娠届出時から、子育て制度や子育て広場等の紹介を行い、参加への動機付けを行いました。各教室では、子どもとの遊び方や関わり方、調理の仕方、仕上げみがき方法等実践を交えてアドバイスを行い、子育ての具体的な方法を伝達する機会とし、参加者より高い満足度を得ました。 乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスをを行いました。 パパママ教室は日曜日開催とし、夫婦揃って参加しやすい環境を整えました。 パパママ教室：ママ延23人・パパ延16人 乳幼児健診：754人 子育て相談：延369人 離乳食教室：40人 1歳すくすく教室：39人 親子講座：延116人	2	妊娠届出時から、子育て制度や子育て広場等の紹介を行い、参加への動機付けを行いました。各教室では、子どもとの遊び方や関わり方、調理の仕方、仕上げみがき方法等実践を交えてアドバイスを行い、子育ての具体的な方法を伝達する機会とし、参加者より高い満足度を得ました。 乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスをを行いました。 パパママ教室は日曜日開催とし、夫婦揃って参加しやすい環境を整えました。 親子講座については、令和3年度より心理士の講話と遊びの2本立ての内容に変更しました。	2	妊娠届出時の面接を皮切りに、丁寧に情報提供や個別のアドバイスを実施してきました。 乳幼児健診については受診率が高い状況ですが、教室や相談事業については任意のため、意識の高い方が参加される傾向にあります。支援者側が必要であると考える方に参加いただくために工夫が必要であると考えます。
	2	家庭教育力、家庭養育力の向上	社会教育課	こども家庭課	(社会教育課)B (こども家庭課)A	(社会教育課) 家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施しています。令和5年度は、8幼小中学校で8講座(園部幼稚園1、園部小学校1、八木中央幼児学園1、八木西小学校1、八木東小学校1、殿田小学校1、胡麻郷小学校1、美山中学校1)を実施しました。  (こども家庭課) 計画通り年6回の「子育て講座」を開講しました。 10月と2月には日曜講座を開催し、計14組(うち父親参加6組)の参加がありました。	(社会教育課)2 (こども家庭課)2	(社会教育課) 令和2～3年度については、コロナ禍により中止もありましたが、令和4年度からは家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施しています。  (こども家庭課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」として年間計画を立てて開催するとともに、うち2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画しました。	(社会教育課)2 (こども家庭課)2	<社会教育課> 園・校のPTA事業との連携を図り、実施主体である教員・PTA会員の負担を軽減する必要があります。  (こども家庭課) 利用者が求めていることと、子育て支援の観点から実施したいものかなど、「子育て講座」の内容を検討し実施していく必要性を感じています。 また、休日親子で過ごしてもらった内容(父親の参加を促すもの)を今後も検討していきたいと思えます。
	3	育児支援に係る講座等の実施	社会福祉課	こども家庭課	(社会福祉課)A (こども家庭課)A	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者にペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を3クールとフォロー会を開講しました。また令和5年度より、アタッチメント理論から考えられている「安心感の輪・子育てプログラム」を1クール実施しました。参加前後のアンケートにより、振り返りも行いました。 子どもとの関わりに不安ややりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施しました。  (こども家庭課) 「ほめてハッピー☆smile講座」を9～10月に全4回シリーズで開催。(参加者：2人)その後、フォローアップ講座を実施しました。また、「医療のかり方講座」では、平日2回・土曜に1回開講しました。(参加者12人) あわせて、子育てすこやかセンターでは、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催しました。	(社会福祉課)1 (こども家庭課)1	(社会福祉課) ・のびのび教室 令和2年度:2クール、フォロー会1回、実人数4人、延べ人数21人 令和3年度:3クール、フォロー会4回、実人数9人、延べ人数20人 令和4年度:3クール、フォロー会3回、実人数7人、延べ人数18人 令和5年度:3クール、フォロー会4回、実人数7人、延べ人数37人 ・安心感の輪・子育てプログラム 令和5年度:1クール、実人数4人、延べ人数13人 親子の愛着関係に課題を感じるケースがあるため、令和5年度より「安心感の輪・子育てプログラム」を実施しました。  (こども家庭課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象に「ほめてハッピー☆smile講座」を実施しました。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかり方講座」を実施しました。 あわせて、子育てすこやかセンターでは、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催しました。	(社会福祉課)1 (こども家庭課)1	(社会福祉課) 子どもとの関わり方を学ぶことにより、子育てを振り返り、褒めることへの意識を高め、保護者が肯定感ある育児を行うための支援ができ、アンケート結果も改善傾向を示すことができました。  (こども家庭課) 子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、今後も講座等の継続が必要と考えます。
	4	子育て広場事業の充実	こども家庭課		B	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、子ども年齢に合わせた行事を実施しました。 読書ボランティアによる「お話し会」や、専門家による「子育て講座」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的に開催しました。	1	令和2～3年度については、コロナ禍のため、一部休止した事業もありましたが、子育てすこやかセンターでは、利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施しました。 また、NPO法人グローアップへ委託し、八木町を拠点として、各町でも出張広場として就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みました。 また、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図りました。	2	妊産婦・子育て世帯・こどもが気軽に集まり、快適に過ごしたり相談できる場として、今後も子ども年齢に合わせた行事を計画し実施するとともに、さらに利用者にとって居心地のよい居場所となるよう、努めます。
	5	乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進	こども家庭課		B	委託の子育てひろばにおいて、八木中学校でのひろば開設を行い、中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けました。 中学生が小さな子どもたちとふれあうとともに、親にとって中学生となる姿を想像することで、将来への見通しをもつ機会となりました。	1	令和2～3年度については、コロナ禍のため、実施することはできませんでした。4年度に八木中学校でひろばを1回開設し、5年度から本格的な再開を行うことができました。 小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会となりました。	2	中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会となりました。
	6	子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携	こども家庭課		A	NPO法人グローアップへ委託し、「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を実施しました。各団体等の活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行うことで、協力しました。	1	NPO法人グローアップへ委託し、「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を実施しました。 各団体等の活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行うことで、協力しました。 子育て支援に関する市内団体交流会については、令和2年度、令和3年度はコロナ禍のため実施できませんでしたが、令和4年度、令和5年度は実施できました。	2	NPO法人、ボランティア、サークルと連携をとり、事業を実施することができました。今後も連携が必要だと感じています。

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
			1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(1) 家庭と地域における子育て力の向上</p>	<p>少子化と核家族化が進む中で、育児に対する不安の増大や、子育ての孤立化が危惧されます。家族・地域それぞれの子育て力を高め、連携を強め、地域全体で子どもの成長を見守り、支える環境づくりが求められています。</p>	<p>パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供</p> <p>子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談にて子育ての情報を提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援します。</p>	3
		<p>家庭教育力、家庭養育力の向上</p> <p>家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業として、平日が仕事の父親にも参加しやすい「日曜講座」を実施し、家庭の養育力の向上を図ります。</p>	<p>(社会教育課) 2 (こども家庭課) 3</p>
		<p>育児支援に係る講座等の実施</p> <p>子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニングを実施します。子どもが泣くことへの理解と対処の方法、正しい抱っこの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さを感じることでできる親子のコミュニケーションの機会等を提供します。また、子育てすこやかセンター事業として、子育て講座を開催します。</p>	<p>(社会福祉課) 2 (こども家庭課) 2</p>
		<p>子育て広場事業の充実</p> <p>就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みます。また、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。</p>	2
		<p>乳幼児と地域の子どもたちのふれあいの推進</p> <p>小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けます。小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見守ることのできる機会とします。</p>	2
		<p>子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携</p> <p>地域の人材を活かした子育て支援をめざして、子育て支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取り組みを協働で進めます。また、子育てに関係するボランティアやサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会を持ち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。さらに、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。</p>	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
1	時間外保育事業(延長保育事業)	幼児教育・保育推進課		A	令和4年度は月平均75人の利用に対し、令和5年度は月平均81人となり、利用者は増加傾向です。早朝保育、延長保育ともに実施できました。今後も保護者の利用状況を踏まえながら、適切に実施していきます。 ※南丹のぞみ園では平日朝7時から20時までの開園時間の中で、保護者の利用に合わせ延長保育を実施しました。	1	早朝保育、延長保育ともに実施できました。	1	保育時間の利用が長い民間園の希望が多く、希望が集中しています。また、人材不足であるため、保育士等の負担が一方では増えている状況です。	
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	社会教育課		A	令和5年度は、八木西小学校隣接地に新施設を建築し、3月29日から利用を開始しました。令和5年度末時点で認定研修を受講した支援員は34人となっております。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に課題があります。	1	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。令和2年度には八木地域、令和4年度には園部地域、令和5年度には八木地域に新施設を開設しました。既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図ります。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に課題があります。	1	待機児童を出さず、運営を行うことができませんでしたが、児童の登録数、利用者数が毎年増加傾向にあることから、安定的運営を継続するためには、更なる支援員の確保や、配置や勤務体系などの見直しが必要です。	
3	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	こども家庭課		B	家庭における養育が困難になった児童を一定期間入所させて、養育の負担の軽減を図りました。	2	コロナ禍は、施設側の受け入れが難しく、児童相談所に一時保護を依頼するなど対応し、家庭における養育が困難になった児童を一定期間入所させて、養育の負担の軽減を図りました。	2	感染症が流行すると、施設の受け入れが難しく児童相談所の一時保護を助めるケースもありました。家庭での養育を支えるためには、施設だけでなく、児童相談所との連携が引き続き必要だと感じています。	
4	地域子育て支援拠点事業	こども家庭課		A	計画どおりの講座実施ができました。コロナ禍では、事業の参加人数の制限を行っていましたが、令和5年度には、参加人数を親子40人程度と増やして事業をおこなうことができました。利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。年間来所者数 延べ5,213人	1	計画どおりの講座実施ができました。令和2～4年度中のコロナ禍では、子育てすこやかセンターでは利用者数はコロナ禍前に比べ減少していましたが、令和5年度にはコロナ禍以前の参加人数に戻りました。利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施してできました。	2	利用者も多くは、親子の居場所、人と繋がる場所を求められています。今後も、子ども年齢に合わせた行事を計画し実施するとともに、さらに、利用者、子どもにとって居心地のよい居場所づくりのため、利用者の思いを取り入れていけるよう努めていきます。	
5	一時預かり事業	幼児教育・保育推進課		C	公立保育施設ですべての施設で緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では就労等の理由で週3日を限度とした預かりを実施しています。希望数と受け入れ体制が合わない実態がありました。緊急的な預かりの利用8人、就労等による週3日以内の預かりは7人でした。	2	近年のニーズと保育士等不足により、時には希望に添えない実態もありました。特に八木中央保育所は一時保育専任の職員配置がありましたが、通常保育の配置自体が難しく令和4年度以降は専任配置がありません。一時保育の提供量が判明する時期も年度開始後であり、希望者への利用可否の通知も遅くなっています。	2	令和5年度より里帰り期間中等の利用希望に対応できるよう、市外の方の利用を可能としました。一時保育専任の職員の確保が難しいため、通常保育の利用に切り替え対応するケースもありました。こども誰でも通園制度との整理が必要です。	
6	病児・病後児保育事業	幼児教育・保育推進課		A	亀岡市、京丹波町、国民健康保険南丹病院組合との協定により、令和3年11月より、京都中部総合医療センター内で、病児保育室「ひまわり」を開設、運営しています。令和5年度の利用者数は延べ106人で、うち南丹市は69人でした。	1	精年の課題であった市内に病児保育室の整備ができ、保護者の就労等の支援が広がりました。亀岡市、京丹波町、京都中部総合医療センターと協議を重ねる中で、他市、先進地域の情報取得にも努め病児保育の必要性、保護者ニーズを把握する機会となりました。	1	市域が広いため、日吉・美山地域の保護者の利便性が求められています。また、かかりつけ医の受診からも既存の京都中部総合医療センター内の病児保育室の利用が可能となる仕組みづくりの変更が必要です。	
7	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課		B	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行いました。提供会員講習会を2回、会員交流会2回、全体交流会1回、提供会員レベルアップ講習会開催しました。令和5年度:令和6年3月末時点会員数340人(依頼会員202人、提供会員119人、両会員19人)活動件数 延べ242件(令和6年3月末時点)	2	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行いました。提供会員講習会、会員交流会、提供会員レベルアップ講習会を開催しました。令和2・3年度は、コロナ禍のため、全体交流会は中止としました。令和4・5年度は感染症対策を講じながら全体交流会1回の開催を行いました。	2	一部の提供会員の活動になっています。円滑な運営を行うため、提供会員に連絡を取り、会員の活動状況を把握・整理する必要があります。	
8	乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課		A	出生届出情報を元に、保健師が訪問し母子の健康状態や育児状況を確認しています。身体計測の他、発達の確認、妊娠前から出産の経過確認、予防接種の受け方、赤ちゃんへの関わり方等のアドバイスを行いました。令和5年度については、135人(97.1%)の赤ちゃん訪問を実施しました。1回の訪問で終了することなく、支援の必要性があると判断した場合は経過訪問も実施し、延217名の訪問を実施しました。長期里帰り等で、赤ちゃん訪問ができない場合については、他市依頼を実施しています。	1	母子に関わる最初の事業かつ、生活の場において母子の様子を確認する重要な事業として位置づけ、コロナ禍においても、感染予防に留意しながら継続して実施してきました。令和5年2月以降、出産子育て応援給付金事業の面接も兼ね、市保健師が実施をしてきました。	1	当市では従来より100%の実施を目指して実施しています。訪問を拒否される方が一定おられますが、母子に関わる第一歩の事業でもあるため、必要性を丁寧に伝え、今後も継続して実施していく必要があると考えます。	
9	妊婦健康診査	こども家庭課		A	多くの妊婦が妊娠11週までに届出をし、妊婦健康診査受診券を活用しました。(11週までの届出:93.5%)妊婦届出時に、妊婦歯科健康診査の案内と受診勧奨を行うとともに、適齢時期にはがきによる受診勧奨を行いました。妊婦届出者:124人 受診券発行:133人(転入妊婦含む)妊婦健康診査受診者:実211人 延1,641人妊婦歯科健康診査受診者:59人	1	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行しました。受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いで対応します。妊婦歯科健診の公費負担制度として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行します。南丹市内の歯科医院で利用することができます。他に、産婦健康診査、令和5年度からは新生児聴覚検査についても助成を実施し、健康管理と経済的負担の軽減を図っています。	1	妊婦健康診査については、京都府統一単価及び回数で実施をしています。適正時期に妊婦届出をされている方が多く、既定の回数を受診することができる環境を整えることができていると考えます。他にも、産婦健康診査・新生児聴覚検査の助成を開始したことで、支援サービスは充実したと考えます。	

(2)子育て支援サービスの提供

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
(2) 子育て支援サービスの提供	時間外保育事業(延長保育事業)	早朝と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応します。	2
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	市内7か所(園部2、八木2、日吉2、美山1)で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。 低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や学校近辺での新設等、学校や関係機関との連携・調整などにより、引き続き実施体制の強化を図ります。	2
	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行います。	2
	地域子育て支援拠点事業	民間(NPO法人等)委託による子育て広場事業は八木拠点(週3回)、園部拠点(週5回)(子育てすこやかセンター)の他、日吉、美山地域に週1回、出張して実施します。 絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。 今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めます。	2
	一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施します。	3
	病児・病後児保育事業	病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 ①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。 令和3年11月より京都中部総合医療センターでの病児対応型を開設しました。 かかりつけ医の受診からも利用できる仕組みづくり等に取り組み、保護者の就労を支援します。	1
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。 今後も事業を必要とされている方への周知を図ります。	2
	乳児家庭全戸訪問事業	育児についての正しい知識の普及を図り、様々な不安を解消して育児を支援するため、生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問しています。 乳児の身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介するとともに、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援を行っています。 出生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。長期里帰りの場合は、希望に応じて里帰り訪問の依頼を行います。	2
妊婦健康診査	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行します。 受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いで対応しています。 妊婦歯科健診の公費負担制度として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行します。南丹市内の歯科医院で利用することができます。	2	

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
10	養育支援訪問事業	こども家庭課		B	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。今年度については、専門的相談支援延べ24件利用、育児家事援助は利用がありませんでした。今後も、引き続き養育の支援が必要な家庭への支援を図ります。	3	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行いました。保健師とも連携し、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図りました。	2	支援が必要な家庭には事業につなぐことができませんでした。また、まだまだ利用が少ない現状です。ニーズに応じた支援ができるよう、保健師や関係機関との密な連携が必要です。	
11	利用者支援事業	こども家庭課		A	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施しました。 ①基本型:利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②特定型:主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型:保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施しました。 南丹市では、「基本型」を「ぼこぼこくらぶ」「子育てすこやかセンター」で実施し、「母子保健型」を保健医療課で実施しました。「基本型」と「母子保健型」が連携し、「子育て世代包括支援センター」として取り組みました。	1	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施しました。 ①基本型:利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②特定型:主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型:保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施しました。 南丹市では、「基本型」を「ぼこぼこくらぶ」「子育てすこやかセンター」で実施し、「母子保健型」を保健医療課で実施しました。「基本型」と「母子保健型」が連携し、「子育て世代包括支援センター」として取り組みました。	1	南丹市では、「基本型」を「ぼこぼこくらぶ」「子育てすこやかセンター」で実施し、「母子保健型」を保健医療課で実施しました。「基本型」と「母子保健型」が連携し、「子育て世代包括支援センター」として取り組むことができました。	
12	実費徴収に係る補給給付事業	幼児教育・保育推進課		A	食事の提供に要する費用を16人に支給しました。 日用品、文房具等の購入に要する費用を4人に支給しました。	1	低所得世帯へ給付することにより、経済的な支援ができました。	1	1年分を保護者から申請する関係で、給付時期が年度末となり経済的な不安が解消しきれていません。	
(3) 仕事と生活の調和の実現	1	男女共同参画の推進	人権政策課	B	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。 相談事業利用人数27件 男女共同参画社会推進委員会を開催しました。 DVをなくす運動(啓発・パープルリボンキャンペーン(ライトアップ事業))を11月14日～20日に実施しました。パープルリボンツリーを市役所に11月12日～25日に設置しました。	2	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。 男女共同参画社会推進委員会を開催しました。 DVをなくす運動(啓発・パープルリボンキャンペーン(ライトアップ事業・パープルリボンツリー))を11月に実施しました。	2	性別に関わらず安心して生活できる社会を目指した取り組みと啓発となりました。	
	2	仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	人権政策課	B	キラリなつたんを7月2日に開催し、346人の参加がありました。	2	毎年、男女共同参画週間等にキラリなつたんを開催しました。(令和2年度はコロナ禍のため中止)また、男女共同参画に関連する講演会等を開催しました。	2	事業を通じワーク・ライフ・バランス等の啓発が行えました。	
	3	育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	人権政策課	C	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	3	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	SNS等の利用による広報も検討が必要です。	
	4	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	人権政策課	C	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	SNS等の利用による広報も検討が必要です。	
	5	多様な就労形態の普及	人権政策課	C	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	マザーズジョブカフェに関する情報提供として、チラシを配架し、市民に広報しました。	2	SNS等の利用による広報も検討が必要です。	

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
	養育支援訪問事業	妊産婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に訪問支援員を派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助と、保健師、助産師、看護師、保育士等の訪問による専門的相談により、支援を図ります。	3	
	利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。 母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携したこども家庭センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。	2	
	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。	2	
(3) 仕事と生活の調和の実現	性別や雇用の形態に関わらず、安心して子どもを産み育てることができる社会をめざし、男女共同参画や仕事と生活の両立の推進について、市民、事業者への啓発・周知等を行っていく必要があります。	男女共同参画の推進	家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、性別を問わず家事や育児・介護・社会活動等に参画できるよう、社会全体で支える必要があり、このことは女性が働き続けるためにも重要な要素です。 このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。	2
		仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。	2
		育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。	2
		働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。	2
		多様な就労形態の普及	時短勤務や自宅勤務など多様な就業形態について、広報活動を行います。 多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、事業者及び市民への啓発活動を行います。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標1:子育て・子育てを支える仕組みづくり>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	1	支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	社会福祉課	こども家庭課	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行いました。  (こども家庭課) 子育て相談を、各保健福祉センターにて毎月実施し、身近な場所で相談できる体制を整えています。 必要な方には、子育て発達支援センターで実施している専門相談を紹介する等、ケースに応じた対応をしています。 赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査の場で周知するとともに、市公式LINE・ホームページにて案内しています。 子育て相談:利用者 実131人 延369人	(社会福祉課)1 (こども家庭課)2	(社会福祉課) 乳幼児健診や園・学校巡回等から関係機関と連携し、保護者を適切な時期の発達支援相談事業の利用に繋げることができました。専門職が子どもの成長発達を促すための身体づくり・遊びの紹介・関わり方・医療機関等を紹介する場として相談支援事業を実施しました。  (こども家庭課) コロナ禍においても、育児不安等の軽減を図る重要な支援の場であると位置づけ、感染予防対策を図り、予約制に切り変えて実施を継続しました。	(社会福祉課)1 (こども家庭課)2	(社会福祉課) 保健師・保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブ・療育・医療等、関係機関と連携し、保護者を適切な時期に発達支援相談事業に繋げることができました。  (こども家庭課) 身近な場所で相談を受ける体制を整えることは重要であると考えています。令和6年度より八木地区と日吉地区の保健福祉センターが廃止され、会場を変更しましたが継続して実施をします。 日吉及び美山地区については出生数の減少が顕著なため、利用者が減少しているため、実施方法や回数を検討する必要があると考えます。	
	2	専門の心理士による専門相談の実施	こども家庭課		A	計画どおり事業実施ができました。 令和5年度相談開催数46回、相談件数29件(相談者実数9人)要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じ共有し、支援に役立てました。	1	計画どおり事業実施ができました。 要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じ共有し、支援に役立てました。	1	保護者のもつ不安を軽減するために、専門の心理士によるカウンセリングを行うことができました。また、こころの相談会場を2ヶ所(子育てすこやかセンターと市役所会議室)で実施することで、保護者の心情に配慮することができました。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけており心理士に相談しながら、関係機関の連携を進めることができました。
	3	保育所、幼稚園、学校における相談体制の充実	幼児教育・保育推進課	学校教育課	(幼児教育・保育推進課) 児童の口癖の様子を注意深く見ることにより、児童の変化等に気づき、養育困難な保護者や養育不安な保護者への対応を行いました。保健師や相談員との連携に努め、必要に応じて情報連携システム(キントーン)を活用しました。また保育所等苦情解決第三者委員を苦情解決の窓口として位置づけており、園理解のため施設発行のおたよりを定期的に送付しています。  (学校教育課) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行いました。 ・スクールカウンセラー配置状況 拠点校に配置6人(園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中・桜が丘中に各1人) 園部小以外の小学校には、拠点校から派遣して相談活動を行いました。 ・スクールソーシャルワーカー配置状況 (園部中を拠点校として1人配置)拠点校から各小中学校へは、派遣申請を受けて派遣しケース会議等のアドバイス等を行いました。 ・まなび・アドバイザー配置状況(八木東小、殿田小に各一人) ・心の居場所サポーター配置状況 10人(園部中・園部第二小など10校に各1人)	(幼児教育・保育推進課)2 (学校教育課)2	(幼児教育・保育推進課) 保護者との信頼関係を築きながら、一定の相談体制は各所・園共に整えてきました。 令和2年度より苦情解決第三者委員を委嘱し、保護者や地域へ設置を周知することにより、保護者のクレーム対応や相談事案解消の手法を増やすことができました。  (学校教育課) コロナ禍にはスクールカウンセラーの各校への配置時間も増やし、きめ細かな対応をすることができました。 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行い、不登校や不登校傾向の児童生徒の心に寄り添いました。	(幼児教育・保育推進課)2 (学校教育課)2	(幼児教育・保育推進課) 保護者の相談には寄り添って対応していますが、時として現場の「言い方」により誤解を招いてしまうことがあり、当該に相談されることもありました。丁寧に傾聴して相談に対応するよう努めます。  (学校教育課) スクールカウンセラーの小学校への派遣時間数が増え、より効果的に相談活動を進めることができました。しかし、小学校への派遣時間数は足りない状況であるため、更なる時間増が必要と考えます。 スクールソーシャルワーカーの活用について、拠点校で効果的な活用で行えました。ケースリストを全学校に導入するために派遣校へ効果的にアドバイスを等ができました。 心の居場所サポーターについては、配置時間数の更なる増加が望まれます。	
	4	情報提供体制の充実	こども家庭課		A	同サイト「のびのびなたん」の年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。今後も継続して順次更新及び新たな情報の掲載に努めていきます。	1	「のびのびなたん」の年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。	1	保育所・幼稚園・認定こども園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載を行うことで、申請書類のダウンロードが可能となり、利便性の向上につなげることができました。

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て家庭からの相談に対応する、こども家庭課の窓口や地域子育て支援拠点施設、各幼稚園・保育所等の連携強化と専門的な対応力の向上が求められます。 子育てに関する情報は、適宜、市ホームページや広報紙などで発信しており、子育て支援課や地域子育て支援拠点施設でもパンフレットやチラシで情報提供に努めていますが、子育て家庭が必要とする情報やその入手方法の変化を把握し、今後も継続してきめ細かな情報提供に努めていくことが必要です。	支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	子育て発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語・運動などの発達についての相談を行っています。 こども家庭課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。 保健師、栄養士を中心に子育て相談等母子保健事業の中で相談を行っています。 母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携したこども家庭センターの仕組みにより、妊娠前から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。 いずれも気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。	(社会福祉課) 2 (こども家庭課) 2
		専門の心理士による専門相談の実施	専門の心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンターにおいて心理相談「こころの相談」を実施しています。 利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行います。	2
		保育所、幼稚園、学校における相談体制の充実	保育所や幼稚園、認定こども園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラー、心の居場所サポーターの配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	(学校教育課) 1 (幼児教育・保育推進課) 2
		情報提供体制の充実	子育て支援サービスや各種の情報を市ホームページの南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」で発信します。 また、南丹市公式LINEやインスタグラムにおいても、最新の情報を発信します。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
基本施策					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 就学前教育・保育の充実	1	保育所・幼稚園施設の整備	幼児教育・保育推進課		A	園部地域の待機児童を解消するため、民間の幼保連携型認定こども園が令和3年度に開園しました。一旦、待機児童は解消できたものの、令和5年度は待機児童が発生しました。公立施設の人材不足から定員数まで希望者を受入れることが難しく、民間施設の定員増員のため施設改修に取り組みしました。	2	令和3年度の民間こども園の開園により一旦、待機児童は解消できたものの、令和5年度以降は待機児童が生じています。公立施設の老朽化による修繕が増えています。	2	令和6年度に向け民間こども園は定員増のため増築工事を実施しましたが、公立施設は保育士等の配置に苦慮しているところ。また、公立施設は園舎の老朽化により、修繕が度重なることを繰り返しています。
	2	教育・保育内容の充実と職員の資質の向上	幼児教育・保育推進課		B	令和5年度は保育所幼稚園職員研修、人権研修、新任保育者研修等、計23回実施しました。外部講師に室内の環境にアドバイスを受けたり保育者の子どもの声のかけ方、関わり方、遊ぶ楽しさの実体験から子どもの人権侵害まで具体的な事例から学ぶ研修は回を重ねて着実にスキルアップに繋がっています。また、定期的に府の幼児教育アドバイザーからも助言を得て、保育者が抱える不安の解消や業務改善の一助としています。	2	保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会での研修、南丹市立幼稚園保育所職員研修や保育協会、京都府幼児教育アドバイザー研修などの外部研修を通じて、職員の資質の向上と園の保育の質の向上を図ってきています。令和2年度から同一講師を迎え、研修を積み重ねたり令和3年度より幼児教育アドバイザー研修を活用してきたことで、一定の保育の方向性は市内でも統一化に向かっている状況です。	2	保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会での研修、南丹市立幼稚園保育所職員研修や保育協会、京都府幼児教育アドバイザー研修などの外部研修を通じて、職員の資質の向上と園の保育の質の向上を図ってきています。令和2年度から同一講師を迎え、研修を積み重ねたり令和3年度より幼児教育アドバイザー研修を活用してきたことで、一定の保育の方向性は市内でも統一化に向かっている状況です。
	3	未就園親子の支援の充実	幼児教育・保育推進課		A	すこやか学園利用者数 親子11組 年度途中からの受入れも行い、親子が地域や集団に入るきっかけになっています。 聖家族幼稚園「つばみくらぶ」利用者数:親子11組 「ふたばくらぶ」13人	2	集団の中で遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学び合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つばみくらぶ」を開発しています。また、幼稚園については年1回ではあるが未就児への園庭開放を実施しています。子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めています。	2	保護者のニーズが変わり、保育所の低年齢児入所希望が増え、すこやか学園等の希望者が減りつつありますが、希望が続く限りは受け入れていきます。また、乳幼児期の子どもの発達やかかわりについて広めていけるように可視化が必要と考えています。保育人材不足により、八木中央では以前行っていた未就園児対象の園庭開放が対応できない状況にあります。
	4	保・幼・小・中連携教育研究事業の充実	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)A	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として、全市立小学校・中学校・幼稚園及び保育所、認定こども園による校種を越えた交流・研究事業が展開できたことにより、就学前から義務教育9年間を見通した連携と研究が深まり、子どもの理解と学びの姿勢づくり・学力向上に繋がってきています。特に、非認知能力の育成に向けて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解と就学前の実践から学びを進めることができました。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園では、子ども発信により就学への期待が実現できるように、計画をし小学校へ協力を得ながら保育実践を行っています。中学校ブロック毎に連携体制があったり、研修会があり、テーマをもって定期的に開催し、充実を図っています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として、小学校・中学校・幼稚園・保育所及び認定こども園による交流・研究事業を展開したことにより、就学前から義務教育9年間を見通した連携と研究が深まり、子どもの理解と学びの姿勢づくり・学力向上に繋がってきています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 本事業の、十数年の研究実践の積み重ねにより、「南丹市教育の強み」として校・園・所、教職員の共通理解が図られ、取組の成果が表れています。 (幼児教育・保育推進課) 保育人材不足により、日々様々な対応に追われている実情です。十分に人材や時間に余裕がないため、じっくりと協議検討している余裕なく進んでいる実情があります。
	5	預かり保育の推進	幼児教育・保育推進課		A	園部幼稚園月平均14人利用。 八木中央幼稚園月平均3人利用。 働く保護者の育児支援につながっています。 聖家族幼稚園 延べ4,796人(長期休み含む)	1	幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立2か所(園部幼稚園、八木中央幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で、継続して実施できました。私立幼稚園においては夏休み中も実施しました。	1	公立施設においては、夏休み中の開設が保護者からは要望があるものの実施できていません。対象家庭は私立幼稚園、公立保育所、民間こども園に途中で転所されるケースもある状況です。公立の再編化が進み開園できると解消していける課題です。
	1	豊かな人間性の育成	学校教育課		A	市内全小中学校で授業改善をねらった授業研究会を開催することで、自校の授業研究を推進するとともに、各小・中学校の教師が学び合う場としました。 市小・中学校研究主任会議を開催し、京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～の分析をもとに、非認知能力の育成に向けた学校改善プランを作成し、実践を行いました。	1	小中学校に各1人の「ことばの力育成支援員」を配置し、子ども達の読書活動の推進やGIGAスクール構想を推進し、1人1台タブレットを配置し、ICTを活用した新しい教育の推進をしました。また、授業改善をねらった研究会を開催することで、自校の授業研究を推進するとともに、ICTを活用したクリエイティブな授業について各小・中学校の教師が学び合う場としました。 令和5年度からは、非認知能力の育成に向けた学校改善プランを作成し、実践を行いました。	1	南丹市教育の強みである、授業を大切に「授業改善」の取組、「ことばの力育成支援員」の配置、GIGAスクール構想の推進、就学前から義務教育をつなぐ非認知能力の育成を図るブロック連協の取組、等により、着実に「全ての子どもの可能性を伸ばし進路を実現する」保育・教育実践を進めています。
	2	安心して学べる環境の構築	学校教育課		A	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を推進しました。 児童生徒の人権認識の向上のためには、教職員の人権認識の深まりが不可欠であることから市主催の2回の人権教育主任会議をはじめ、各校における人権研修を実施しました。	1	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を推進しました。また、児童生徒の人権認識の向上のためには、教職員の人権認識の深まりが不可欠であることから市主催の人権教育主任会議をはじめ、各校における人権研修を実施しました。	1	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を年間計画を基に推進できています。
	3	「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出	学校教育課		B	・学校のコミュニティ・スクール担当者と地域学校協働活動推進員を対象にした研修会を開催して意識の高揚が図れました。 ・管理職を含む教員と学校運営協議会委員を対象に、各校の取組を交流し、CSマイスターから指導・講評をいただきました。	1	めざす子ども像などを地域・保護者・学校が共有し、学校の教育課程と目的を地域と共有し、地域に根差した体験活動や研修会を実施し、コミュニティ・スクールや教職員と推進員の連携について理解を深めることができました。	1	単に新しい取組を追加するのではなく、各校ともコミュニティ・スクールの仕組みを活用して、それぞれの取組を充実させてきています。

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
			1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
(1) 就学前教育・保育の充実	施設内環境の工夫や家庭との連携実践を通じて、生きる力と豊かな心を育成するため、幼児の成長過程に応じた適切な指導や教育を行っています。また、安全性と快適性を確保するとともに、近年の保育需要の増加にも対応できるように施設の配置について検討します。加えて、教育・保育の根拠を担う職員の確保と質の向上に努めます。	保育所、幼稚園施設の整備	低年齢児の保育希望が増えていることを踏まえ、園部地域での民間保育施設の誘致を進めています。併せて、他の地域についてもニーズの把握に努め、教育・保育施設の再編や整備、適正規模の改修に取り組みや、必要な整備に向けた検討を行います。	1
		教育・保育内容の充実と職員の資質の向上	保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会を始め、就学前教育・保育に携わる職員の交流と研鑽を重ねています。その成果を子どもたちへの教育・保育に活かします。様々な研修の学びから幼児・保育の学びを養い、教育力を高め、教諭・保育士の資質向上に努めます。また、私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園連盟・口丹波地区私立幼稚園協会により年間を通して充実した研修を行い、職員の資質向上が図られています。今後は、公立・私立の交流により、双方の資質の向上をめざします。	3
		未就園親子の支援の充実	集団の中での遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学び合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つぼみくらぶ」を開設しています。子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な子育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めます。	2
		保・幼・小・中連携教育研究事業の充実	(学校教育課) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携し、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を全域的に実施しています。学校区毎に「新入生の入学体験」、「小学校の出前授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、スムーズな接続を図ります。 また、中学校ブロック毎に校区内の保育所・幼稚園・認定こども園を含めた(保)保・幼・小・中連携教育研究事業の取り組みにより、就学前指導及び義務教育9年間を見通して、校種間連携による円滑な接続を図り、幼児・児童生徒一人ひとりの豊かな学びと育ちを促す教育実践研究を推進しています。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携し、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を全域的に実施しています。学校区毎に保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が「新入生の入学体験」、「小学校の出前授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校のスムーズな接続を図ります。 また、中学校ブロック毎に校区内の保育所・幼稚園を含めた保・幼・小・中連携教育研究事業の取り組みにより、就学前指導及び義務教育9年間を見通して、校種間連携による円滑な接続を図り、幼児・児童生徒一人ひとりの豊かな学びと育ちを促す教育実践研究を推進しています。	(学校教育課)2 (幼児教育・保育推進課)2
		預かり保育の推進	幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立2か所(園部幼稚園、八木中央幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で、今後も継続して実施します。公立施設の再編後は、長期休みも含め開設できるよう検討します。	2
	豊かな人間性の育成	「主体的・対話的で深い学び」を実現し、次代に対応できる人材育成ができるよう学校教職員の指導力向上等により、児童生徒の確かな学力の定着と論理的思考力の育成を図ります。	2	
	安心して学べる環境の構築	すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰もが楽しく安心して学び、生活できる環境を整えます。	2	
	「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出	本市の豊かな自然環境や、そこで育まれた文化や歴史、先人の知恵や工夫の素晴らしさを体感する機会や環境の創出に努め、子どもたちの感性を磨くとともに、地域への愛着を高めます。その実現のために、地域社会を支える仕組みや、地域社会を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展・継続していくための様々な学習機会を創出します。	2	

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
(2) 学校教育の充実	4	文化芸術の継承・発展による文化力の向上	学校教育課		B	児童生徒が日常では経験できない観劇等を京都府や諸機関と連携し、実施することで豊かな体験活動を行うことができました。	2	社会教育課の進める「地域学校協働本部」を活用し、地域の人材を活用した文化芸術活動、運動部活動を一層充実させることができました。	2	コロナ禍の影響により十分な計画遂行は難しい側面がありました。
	5	ダイバーシティ教育の推進	学校教育課		B	4年ぶりに各中学校ブロックで集合型の「育ち合う子らの集い」を実施しました。「違い」を理解し、「同じ」を実感する事に取り組み、心のバリアフリー意識を育む機会となりました。	2	コロナ禍では、「育ち合う子らの集い」に変わる「作品展」を、丹波支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校の校種間連携により開催し、「心のバリアフリー」の目指す方向性を共有しながら進めることができました。令和5年度には、4年ぶりに各中学校ブロックで集合型の「育ち合う子らの集い」を実施しました。「違い」を理解し、「同じ」を実感する事に取り組み、心のバリアフリー意識を育む機会となりました。	2	コロナ禍を経験する中で、実施に向けて「育ち合う子らの集い」の在り方を整理した上で推進する必要があります。
	6	自己肯定感・有用感の育成	学校教育課		A	コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、様々な教育活動に地域住民が参加して取り組むことができました。学校園所が校種をこえて道徳教育の推進を図るとともに、地域との連携のもと地域総がかりで子どもたちの道徳性を育む取組を進めることができました。	2	市内すべての小中学校に「学校運営協議会」を設置し、学校運営協議会での熟議を通して「めざす子ども像」を地域・家庭・保護者が共有し、その実現に向けて各校の実態に応じた実践を行いました。地域と共に道徳教育の充実を図る「地域道徳」の取組を進めました。	2	教員からの評価だけではなく、地域の参加者から子ども達への声掛けや評価によって、子ども自身の自己肯定感や自己有用感を感じることが増えてきています。
	7	教育環境の整備	学校教育課		A	「南丹市教育施設長寿命化計画」に基づき、殿田中学校校舎及び美山中学校校舎の長寿命化改修工事を行い、老朽化対策と質的整備を行いました。	1	「南丹市教育施設長寿命化計画」(令和2年度から令和11年度)に基づき施設の整備を図っています。 令和2年度 ・八木西・八木東小学校のプール改修工事 令和3年度 ・中学校の特別教室へ空調設備の整備及びトイレの洋式化改修 ・小中学校の全ての普通教室に大型提示装置の設置と特別教室への設置も一定数(各学校2台ずつ) 令和4年度 ・殿田中学校、美山中学校校舎の改修工事実施設計 ・Wi-Fi未整備の教室にWi-Fi設備の設置(小学校7室、中学校4室) 令和5年度 ・殿田中学校校舎及び美山中学校校舎の長寿命化改修工事	1	第2期計画では、計画どおり学校施設や情報機器の整備をすることができましたが、国が進めるGIGAスクール構想を当市で今後も継続して推進していくためには、タブレット機器や情報環境を定期的に更新していくことが必要となります。
	8	教職員の資質向上	学校教育課		A	「全ての子どもの可能性を伸ばし進路を実現する教育」の実現を目指して、指導力・専門性を高める各種研修会を実施しました。各校の授業研究会に他校の教員も参加する機会(市授業研究会)を持つことで、各校の教師が学び合う場となりました。市教職員夏季研修大会では、教育長の講演等により、南丹市教育の方向性について共通理解を図ることができました。	1	教職員の資質向上を目指して各種研修会を実施しました。各校の授業研究会に他校の教員も参加する機会を持つことで、各校の教師が学び合う場となりました。	1	○基礎・基本を踏まえた専門的教科授業力等の育成 ○主任等の専門的な指導力の向上 ○すべての教職員の指導力・実践力の向上 の3つの柱で、質の高い研修を実施することができました。
(3) いじめ・不登校・非行への対応	1	未然防止、早期発見の体制づくり	学校教育課		A	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を2回実施し、各校のいじめの未然防止等の取組に生かすことができました。 南丹市いじめ防止等対策委員会を2回開催し、教育委員会や学校の取組に対する委員からの助言を生かし、学校現場等にフィードバックすることができました。	1	令和2年度は、京都府の事業を活用して、未然防止・早期発見に向けた体制づくりを実現するとともに、新型コロナウイルス感染症対応として、各校への配置時間も増やし、きめ細かな対応をすることができました。令和3年度は、研修を実施し、指導方法や対応について理解を深め各学校に波及できました。令和4年度～令和5年度は、南丹市小・中学校生徒指導主任会議を実施し、各校のいじめの未然防止等の取組に生かすことができました。また、南丹市いじめ防止等対策委員会を開催し、教育委員会や学校の取組に対する委員からの助言を生かし、学校現場等にフィードバックすることができました。	1	各校のいじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し状況を把握していじめの未然防止に取り組んでいます。
	2	家庭・地域・学校との連携と啓発の推進	学校教育課		A	要保護児童対策地域協議会の会議に参加し、各機関との連携を図るとともに各校との情報共有を強化し、学校と各機関との連携を促していくことができました。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、子どものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有することができました。	1	要保護児童対策地域協議会の会議に参加し、各機関との連携を図るとともに各校との情報共有を強化し、学校と各機関との連携を促していくことができました。南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、子どものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有しました。	1	要保護児童対策地域協議会の会議を中心に日頃から密に情報を共有することができ、連携機関とスムーズに連携できています。
	3	不登校に係る教育相談の実施	学校教育課		A	スクールカウンセラーを拠点校(園部小、園部中、八木中、殿田中、美山中、桜が丘中)に配置し、有効な相談活動が実施されました。また、拠点校から、各小学校(園部小を除く)へスクールカウンセラーを配置し、拠点校同様有効な相談活動が実施されました。	1	各校にスクールカウンセラーを配置し、有効な相談活用が実施されました。学校、関係機関と協働したアセスメントの継続及び、多様な支援ニーズへの対応力の向上を図ることができました。	1	各校配置のスクールカウンセラーを有効に活用することができています。また、各校において教育相談主任を中心に管理職も交えた教育相談会議が行われました。
	4	適応指導教室の運営	学校教育課		A	適応指導教室運営委員会を2回実施し、運営に対する状況を確認し運営に活かすことができました。適室生の居場所づくりの場として機能し、通室生に寄り添った支援を行い、学校復帰することができました。(5名) 年3回不登校支援担当者会議を行い、R-PDCAサイクルに基づいた不登校の未然防止と解消に向けた取組を進めることができました。	1	不登校支援担当者会議を行い、社会的自立を目指す不登校支援の方向性及び、小中連携等組織的な取組の重要性を共有し、不登校の未然防止と解消に向けた取組を進めることができました。	1	適応指導教室指導員を中心にして、学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりと社会的自立を目標にした活動を進めることができました。

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
(2) 学校教育の充実	文化芸術の継承・発展による文化力の向上	地域が持つ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、子どもたちがその魅力を発信・受信する楽しみを味わい、共有する機会の充実に努めます。	2
	ダイバーシティ教育の推進	子どもたちが、障がいの有無や、国籍などの違いによる多様性を、互いの個性として尊重し、認め合うことのできる意識の醸成を図ります。	1
	自己肯定感・有用感の育成	就学前を含めた校種間連携や、学校以外の地域における子どもの居場所づくり等を通じて、子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感の育成を図ります。	2
	教育環境の整備	「第2次南丹市教育振興基本計画」の趣旨に基づく教育環境整備について、安全・安心な学校づくりを最優先しながら具現化を支える教育環境の整備のため、快適な教育環境の整備や、ICT環境の整備を図るとともに、本計画に基づく具体的な施策の展開を図っていきます。	2
	教職員の資質向上	「教務運営研修講座」、「学校経営・運営研修講座」など各年代に応じてその資質や能力を高める継続的研修講座を実施します。また「教育課程南丹市研究大会」など全教職員を対象とする研修会を実施します。さらに、管理職の指導・助言のもと自己評価システムを活用するなど、教職員の専門性・指導力の向上を図ります。	2
(3) いじめ・不登校・非行への対応	未然防止、早期発見の体制づくり	全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の居場所サポーターの教育相談等も活用し、学校全体でいじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期解決に向けた体制づくりに取り組めます。	2
	家庭・地域・学校との連携と啓発の推進	要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取り組みを実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を促進します。	2
	不登校に係る教育相談の実施	不登校の悩みなどに応える教育相談活動や情報提供等を通して、児童生徒の社会的自立に向けた支援及び保護者支援の充実に努めます。	1
	教育支援センターの運営	南丹市教育支援センター「さくら」において、様々な理由で学校に行きたくても行けない児童生徒を対象に、教室長や支援員による相談活動や一人ひとりの状況に応じた個別最適な指導を行います。	1

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標2:豊かな心身を育む教育・保育の充実>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
4 児童の健全育成	1	図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進	社会教育課	A	月毎の「おはなし会」、「図書室のついで」を企画、開催し、子どもたちへ本の楽しさを伝えることができました。オーサービジットは、一般向けにはシゲリカツヒコ氏を招き、国際交流会館コスモホールで「わたしのパンツをデザインしよう」というテーマでワークショップを行いました。また、学校向けには八木東小学校と八木西小学校に漫画家の松本勇気氏を招き、漫画家の仕事や井上環水の偉人マンガ執筆についての講演会を行いました。ことばの力育成支援員会議に出席し、図書館についての情報提供を行いました。地域の読書ボランティア等のイベント開催時に中央図書館絵本の部屋を会場として提供する等の支援を行いました。ブックスタート事業では、乳児健診で絵本及びブックレットを対象者145人に読み聞かせとともに配布しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍により、行事を中止せざるを得ない月もあり、参加者も少ない傾向にありましたが、月毎の「おはなし会」、「図書室のついで」を企画、開催し、子どもたちへ本の楽しさを伝えることができました。オーサービジットは、令和2年度は、絵本作家の岡田よしあ氏を招き、小学校と八木市民センター文化ホールで読み聞かせ&トークライブを行いました。令和3年度は、城郭ライターの萩原さち子氏を招き、中学校と園部文化会館大ホールで近隣の特色やお城めぐりの楽しみ方についての講演会を行いました。令和4年度は、一般向けには写真家の今森光彦さんを招き、日吉生涯学習センターで身近な自然を見つめるというテーマで講演会を行いました。また、学校向けには八木中学校に獣医学博士の塚本康浩氏を招き、「ダチョウは世界を救う」というテーマで講演会を行いました。令和5年度は、一般向けにはシゲリカツヒコ氏を招き、国際交流会館コスモホールで「わたしのパンツをデザインしよう」というテーマでワークショップを行いました。また学校向けには八木東小学校と八木西小学校に漫画家の松本勇気氏を招き、漫画家の仕事や井上環水の偉人マンガ執筆についての講演会を行いました。令和2年度から開始したブックスタート事業では、コロナ禍のため、乳児健診での絵本の読み聞かせは休止し、令和2年度～令和3年度は、絵本及びブックレットを配布し、令和4年度からは、乳児健診で絵本及びブックレットを配布するとともに、希望者に対して絵本の読み聞かせも行いました。	2	今後の課題としては、小さい子のおはなし会の参加者が減少しているため、開催の方法や広報の工夫が必要です。また、ボランティアの活動に対する効果的な支援方法を検討します。	
	2	児童館機能の拡充	人権政策課	B	周辺地域の児童を対象に児童館活動に取り組みました。8月に児童館まつり(市内児童の交流事業)を実施しました。(参加者14名)	2	周辺地域の児童を対象に児童館活動に取り組みました。令和2～4年度の「児童館まつり」は、コロナ禍のため、子ども達の安全面を最優先に考慮した結果、やむなく中止となりました。令和5年度は、8月に開催し、交流を図ることができました。	2	安全に配慮し取り組んでいます。	
	3	生涯学習事業の充実	社会教育課	B	市民の生涯学習の振興を図るため、地域に根ざした学習、講座を計画・実施しました。小学生を対象としたものや親子で参加できる講座等を実施しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍のため、施設の休館や、イベントを中止することが多い状況となりました。令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、市民の生涯学習の振興を図るため、地域に根ざした学習、講座を計画・実施しました。小学生を対象としたものや親子で参加できる講座等を実施しました。	2	広く市民の参加を募っていく中で、子どもや親子を対象とした事業に加え、世代間交流を促進できるような企画を運営し、参加者の拡大を図ります。	
	4	国際交流事業の推進	地域振興課	A	なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル 12月10日に開催しました。(参加者:約230名) 絵画コンクールの実施 12月11日～1月21日の期間に南丹市国際交流会館で展示しました。なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル内で表彰式及び展示をしました。(応募:54名)	1	毎年「なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル」を開催し、子どもたちが世界の文化に触れ、学び、楽しむ機会を設けることができました。 また、子ども絵画コンクールを実施し、毎年国際的なテーマについての絵画を募集することで、子どもたちの国際交流・多文化共生の意識を高めることができました。	1	「なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル」と「子ども絵画コンクール」により、子どもたちが世界の文化に触れる機会、国際交流・多文化共生への意識を高める機会を設けることができました。	
	5	体験学習の推進	社会教育課	C	地域住民を講師として、11月に親子陶芸教室、12月にしめ縄教室を実施しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍により中止する事業が大半となりましたが、令和4年度以降は、親子陶芸教室、納豆づくり、しめ縄教室を実施しました。	2	両講座とも参加者数の実績がある取組みでしたが、課題であった新規の参加者を多く迎えることができていませんでした。	
	6	放課後の安全・安心な居場所づくり	社会教育課	C	放課後子ども教室を市内2か所(摩気高山こども未来塾、神吉太鼓)で実施しました。	2	令和2～3年度は、コロナ禍により中止する教室もありましたが、令和4年度までは市内3か所、令和5年度からは市内2か所で放課後子ども教室が実施されました。	2	行政・学校・地域・実施団体のお互いのニーズが異なることもあるため、放課後子ども教室の開設に協力できる団体を見つける必要があります。	
	7	スポーツ活動の充実・参加促進	スポーツ推進課	B	スポーツ協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員等と連携しながら様々な事業を展開しました。 カヌー教室やスポーツ体験会では学校を通じてチラシを配布するなど広く募集し、多くの参加を得ました。 トリアスロン大会では、スポーツ協会加盟団体等に運営側としてボランティアを募り、全国各地から参加する選手と市民が触れ合う機会となりました。また、4年振りの実施となりました大塚川ジョギング大会では、子どもから大人まで沢山の方に参加いただく事業を行うことができました。	2	コロナ禍の為、全ての事業を計画通り実施することはできませんでしたが、スポーツ少年団など関係機関と協力して、動画配信を実施するなど、できることを工夫しながら事業を実施することができました。	2	これまで同様、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、南丹市スポーツ推進委員と連携し、スポーツイベントの実施や教室、指導者向けの講習会等を実施します。参加者が気軽に参加できるような仕組み(広報や申込方法など)を工夫し、広く参加を募っていきます。	

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
(4) 児童の健全育成 子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちを地域全体で守り、安心して学び、遊ぶことができ、心身ともに健やかに成長できるまちづくりに向けて、地域の多様な公共施設や地域活動等を有効活用した事業の推進が求められます。	図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進	図書館が子どもたちの「つどろ・むすぶ・まなぶ」場になるよう、事業の充実を努めます。 また、身近な楽しい空間になるよう、季節ごとに図書館講座(工作会)等の開催、市内小・中学生を対象にしたオーサービジット(作家とのふれあい)事業の開催を継続します。 さらに、家庭・学校・地域、庁内の他課と連携し、子どもの読書の推進に取り組みます。	2
	児童館の運営	子どもたちの遊びや活動の拠点のひとつである児童館の機能を、有効活用して利用を促進します。	2
	生涯学習事業の充実	体験活動への参加者の拡大を図り、親子のふれあいを推進します。	2
	国際交流事業の推進	南丹市国際交流協会と連携し、グローバルな視野と感覚をもった青少年を育成するため、「多文化共生」をキーワードに国際理解の推進に努めます。 また、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々との異文化交流事業を進めます。 子どもたちのための国際理解事業として、外国の遊びを外国人とともに体験するといったイベントを実施します。 京都府内に住んでいる外国人留学生と市内在住の外国人、市内の子どもたちを対象に交流事業を実施します。 今後も、外国人と子どもたちを対象に、相互の国際理解に寄与するイベントを開催するほか、国際理解・国際交流活動を行うボランティアに情報提供等の支援を行います。	4
	体験学習の推進	体験講座や生涯学習事業など地域資源を活かした親子の体験活動を実施しています。 味噌づくりなどの郷土食の伝承講座も開催しています。 移住民家や中庭を活用した取り組みを生生涯学習事業等と連携し展開するとともに、郷土資料館での体験事業は、事業内容が恒常化していることから、新たなメニューを取り入れ、参加拡大の方策を検討します。	2
	放課後の安全・安心な居場所づくり	放課後子ども教室の開催箇所数を小学校ごとに1か所開催できるよう進めます。	2
	スポーツ活動の充実・参加促進	子どもの健全育成を図るため、一人でも多くの子どもがスポーツの楽しさや達成することの喜びを体感できるよう、いつでもだれでもスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。 年齢に応じた基礎運動能力を身に付けるため、幼児期から小・中学生まで、細かいカテゴリーでスポーツを楽しく経験できる場を提供します。 スポーツ少年団をはじめ、スポーツ協会など関係団体と協力し、親子で参加できるなど、様々なスポーツ事業を実施します。 スポーツ少年団と協力して、指導者や保護者を対象とする研修会を実施するなど、子どもたちがスポーツを通じて、心身ともに成長できるよう指導力の向上を図ります。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
（1）母子保健事業の充実	1	パパママ教室の充実	こども家庭課		B	年間3クール(2回シリーズ)を実施しました。日曜日開催を実施し、夫婦揃って参加される方が多い状況です。参加率は10.9%(延23人)、配偶者は7.8%(延16人)でした。NPO法人グローアップにマタニティ訪問や子育て広場事業の紹介及び抱っこ練習・マタニティジャケットを装着し妊婦体験コーナーを担当いただき、関係団体と連携して事業を推進を行いました。妊産婦から減塩に留意した食生活を送っていただき、こどもが生まれてからも健康的な食生活を継続していただくことを目的に尿中ナトリウムを測定し、食事記録や振り返りシートと併せてデータを用いた内容を組み込みました。助産師や歯科衛生士の講座も盛り込み、専門職からのアドバイスを受ける機会も設けました。	令和2年度より日曜日開催を実施し、夫婦揃って参加しやすい環境を整えました。コロナ禍においても、感染予防に留意しながら、実施を継続してきました。NPO法人グローアップと連携し、実施している様々な育児支援の紹介を兼ね、コーナーを担当いただく等、協働して事業運営を行いました。令和3年度より、妊産婦から家族ぐるみで減塩に取り組んでいただくことを目的に、尿中ナトリウム測定を盛り込み、データを示すことでより意識していただける取り組みを実施しました。	2	2	日曜日開催を実施したことで、配偶者の参加が増え、『夫婦と一緒に子育てをする』というイメージが付きやすく、見直しをもって出産を迎えていただく機会になったと考えます。一方で、参加率が大幅に増加したわけではなく、実施方法を検討する必要があると考えます。
	2	妊娠・出産・産後支援の実施	こども家庭課		A	妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健康診査時にアンケートを実施し、その都度悩みや育児不安の解消に努めました。利用者支援事業(母子保健型)にて妊娠届出時面接を実施、産前・産後サポート事業(マタニティ訪問)の利用動向を実施しました。マタニティ訪問はNPO法人グローアップに委託をし、産後の生活の見直しや産後の生活の不安等の聞き取りを実施し、その結果を連携し支援に繋げました。必要なケースについては、保健師が同伴訪問を行い、妊産婦から関わりを持ち支援しています。産婦健康診査の結果、要支援産婦については医療機関からの情報提供を受け、早期の赤ちゃん訪問を実施し、必要時産後ケア事業等の支援に繋げました。妊産婦面接:133人(パートナー面接・電話面接・訪問含む) マタニティ訪問:94人(電話訪問・産後訪問含む) 産後ケア:宿泊型 実2人 延7人 訪問型 実8人 延30人	妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健康診査時にアンケートを実施し、その都度悩みや育児不安の解消に努めました。利用者支援事業(母子保健型)にて妊娠届出時面接を実施、産前・産後サポート事業(マタニティ訪問)の利用動向を実施しました。マタニティ訪問はNPO法人グローアップに委託をし、産後の生活の見直しや産後の生活の不安等の聞き取りを実施し、その結果を連携し支援に繋げました。必要なケースについては、保健師が同伴訪問を行い、妊産婦から関わりを持ち支援しています。産婦健康診査の結果、要支援産婦については医療機関からの情報提供を受け、早期の赤ちゃん訪問を実施し、必要時産後ケア事業等の支援に繋げました。	1	1	妊娠届出時面接を丁寧に行い、その時点でリスク判定を実施し、支援に繋げることで、早期からの支援を実施することができていると考えます。マタニティ訪問については、経産婦は申し込みをされないケースや、申し込みをされたものの連絡がつかないといった理由から全ての妊婦に実施をすることは難しいと感じます。
	3	育児教室の充実	こども家庭課		A	離乳食教室では、新型コロナウイルス感染症の予防のため見合わせていた試食を再開しました。親子遊びでは、保育士から保護者へ遊びのポイントを具体的に伝え、子どもとのふれあいや方を知っていただく機会になりました。離乳食教室:年12回 参加者:40組(27.6%) 1歳すくすく教室では、仕上げ磨きの指導と実技や遊びの実技を実施しました。幼児食の試食についても再開しました。1歳すくすく教室:年4回 参加者:39組(22.9%) ハッピー親子講座「クローバー」は心理士による子どもの心理的な発達についての講義を組み込み育児不安の軽減を図り、親子遊びを体験する講座です。参加した保護者からは、イヤイヤ期の対応をはじめ参考になったと好評な感想が多くみられました。実施状況:5回×3クール 参加者:延116組	離乳食教室では、コロナ禍では感染防止のため、従来実施していた試食を見合わせ、人数制限を設けて実施しました。親子遊びでは、保育士から保護者へ遊びのポイントを具体的に伝え、子どもとのふれあいや方を知っていただく機会になりました。1歳すくすく教室においても、試食は見合わせ、集団で実施していた仕上げ磨き指導を個別に切り替え、遊びの実技を実施しました。心理士による子どもの心理的な発達についての講義を組み込み、育児不安の軽減を図り、親子遊びを体験するハッピー親子講座「クローバー」を実施しました。回数やクールについては、年度毎に見直し、実施しました。	1	1	核家族化が進み、どのようにこどもに関わって良いかわからない保護者が増えている中、実践を交えた教室は有効であると考えます。一方、任意の教室であるため参加いただきたいケースには参加いただけない場合もあり、声掛け等の支援が欠かせない状況です。
	4	健康診査事業の推進	こども家庭課		A	各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8か月児健診・2歳5か月児健診・3歳5か月児健診について、園部会場は各健診を毎月1回、美山会場は3歳5か月児健診を除く乳幼児健診を年4回を実施しました。未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握しました。また、健診後にフォローが必要な者については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。乳児前期健診:受診者145人(100%) 乳児後期健診:受診者149人(97.4%) 1歳8か月児健診:受診者144人(98.6%) 2歳5か月児健診:受診者146人(97.3%) 3歳5か月児健診:受診者170人(98.8%)	各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8か月児健診・2歳5か月児健診・3歳5か月児健診について、園部会場は各健診を毎月1回、美山会場は3歳5か月児健診を除く乳幼児健診を年4回を実施しました。未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握しました。また、健診後にフォローが必要な者については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。	1	1	母子保健法に基づき、定められた乳児前期健診・1歳6か月児健診・3歳5か月児健診に加え、市独自で実施している乳児後期健診と2歳5か月児健診を実施し、疾病や発達課題の早期発見と、育児不安等の軽減のために充実を図っています。国からは上記に加え、1か月児健康診査と5歳児健康診査の実施についても指示があり、令和6年度より1か月児健康診査の実施を開始し、更なる充実を図っているところです。今後は5歳児健康診査実施にむけ、体制を整える必要があると考えます。
	5	乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	こども家庭課		A	乳幼児健診の保健指導を通じて、事故防止の啓発リーフレット等を配布し、保護者に事故防止の必要性を説明しています。健診や各種教室会場でも環境整備するなどして、事故防止を徹底しています。	乳幼児健診の保健指導を通じて、事故防止の啓発リーフレット等を配布し、保護者に事故防止の必要性を説明しています。健診や各種教室会場でも環境整備するなどして、事故防止を徹底しています。	2	2	啓発リーフレット等にて啓発は実施していますが、家庭の中で生かされているかの判断が難しいと考えます。

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
			1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
(1) 母子保健事業の充実	安心して、子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保健・医療・福祉の各分野が連携を図りながら取り組みを進める必要があります。加えて、親自身の心身の健康促進も図り、母子保健の充実に努めることが求められます。	パパママ教室の充実	親となり、子育てすることへの心身の準備と、産前産後の不安の軽減・解消を図るための支援を行います。「パパママ教室」を実施し、出産に向けて心と体のケアと栄養の話や交流を通して、パパママの仲間づくりや、心と体の準備や食生活を見直すきっかけづくりを行います。パパママの参加率を高めるため、教室内容を見直しながら実施します。	3
		妊娠・出産・産後支援の実施	すべての人が安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てに向かえるよう、妊娠届出窓口を一本化し、保健師等専門職が面接を行っています。不安や心身の不調を持つ妊婦に対しては、医療機関を始め関係機関と連携し、個々のニーズに応じた支援につなぎます。また、妊婦健診や新生児訪問、産前産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健診等を通じ支援が必要な方を把握し、妊産婦の状況を踏まえ、育児支援や家事支援といった具体的支援を図ります。	1
		育児教室の充実	離乳食教室、1歳すくすく教室、親子教室等を実施し、離乳食実技や子どもとの遊びを紹介・実践することで、子育て力を高め自信を持って育児できる環境を整えています。事業内容を見直しながら継続して実施します。	2
		健康診査事業の推進	小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病及び障がい早期発見するとともに、栄養指導、保健指導を実施しています。また、健診の中で心理士や作業療法士の相談の場を設け、専門的なアドバイスを行っています。健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者・未参加者の事業への参加促進と家庭訪問等での支援、フォロー体制の強化に努めます。	1
		乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	健診時にパンフレットを配布し、保健指導時に、事故防止や安全対策、救急処置の啓発を行っています。定期的な啓発が必要であるという認識のもと継続して実施します。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
6	予防接種の推奨	こども家庭課		A	赤ちゃん訪問にて予防接種の必要性を伝え、接種勧奨を行いました。乳幼児健診、子育て相談、家庭訪問等で確認し、必要な予防接種を勧めました。乳児全戸訪問時でも予防接種の説明をし、接種勧奨を行いました。また、接種対象年齢となった時のお知らせはがきや、未接種分の予診票の送付、未接種者への接種勧奨はがきの送付を継続して実施しました。子宮頸がんワクチンについては、令和4年度より再開した積極的勧奨とキャッチアップ接種は情報提供と併せ、予診票の送付を行いました。未接種者には健診等で接種勧奨するもの、予防接種を受けない考えの人が一定数あり、接種率が伸びない現状があります。個人の考えの尊重しつつ、さらに有効な感染症予防対策としての啓発が必要です。	1	赤ちゃん訪問にて予防接種の必要性を伝え、接種勧奨を行いました。乳幼児健診、子育て相談、家庭訪問等で確認し、必要な予防接種を勧めました。乳児全戸訪問時でも予防接種の説明をし、接種勧奨を行いました。また、接種対象年齢となった時のお知らせはがきや、未接種分の予診票の送付、未接種者への接種勧奨はがきの送付を継続して実施しました。子宮頸がんワクチンについては、長らく接種勧奨が控えられていたが、令和4年度より積極的勧奨とキャッチアップ接種の情報提供と併せ、予診票の送付を行いました。	1	赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等の機会に必ず予防接種歴を確認し、接種勧奨を実施していますが、予防接種に対して否定的な考えを示される保護者が一定あるため、100%は困難な状況です。接種を希望しながら、受け忘れがある方が確実に接種できるよう支援をしたいと考えています。	
7	不妊治療に関する意識啓発と相談体制の整備	こども家庭課		A	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。一般不妊治療・特定不妊治療助成 申請延件数:48件(うち先進医療実施件数 18件) 申請者実人数:32人(うち男性1人) 申請者のうち妊娠した方:13人 不育治療助成 申請延件数:1件	1	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。令和4年4月より、不妊治療に係る保険適用範囲が拡大されたことに伴い、市で助成する治療内容についても拡大しました。	1	保険適用の拡大に伴い、不妊治療を実施される医療機関も増え、治療に取り組まれる方が増加しています。申請期間が限られているため、申請漏れ等がないよう、広報にも注意してくる必要があると考えます。	
(2) 小児医療機関との連携	1	地域医療との連携と情報提供の推進	健康まちづくり課	(こども家庭課)	A	保健医療課と小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)との連携会議を実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図りました。乳幼児健診の適切な実施に向けて、共通理解を図るきっかけになると考えています。適宜、地区医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有しています。保健事業やホームページなどを通じて情報提供を行いました。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行いました。医師会のホームページでも予防接種の情報を掲載していただきました。	1	保健医療課と小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)との連携会議を継続して実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図りました。適宜、船井医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有しました。特に予防接種については、予防接種の種類等の変更について、船井医師会との連携、各医療機関への情報提供等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただきました。継続して、保健事業やホームページなどを通じて情報提供を行いました。	1	小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)とは、乳幼児健診の実施を通して、毎年連携会議を実施しました。医療と保健事業への理解も深まり、顔の見える連携が図れたと評価しました。また、予防接種に関しては、随時変更内容について船井医師会と連携し、被接種者が安心・安全に予防接種を受けることができるような体制整備を行いました。
	2	かかりつけ医の普及	こども家庭課		A	訪問や乳幼児健診、相談事業等の事業を通じて、かかりつけ医を持つようアドバイスを行いました。電話や訪問等での相談に応じ、随時アドバイスを行いました。	2	訪問や乳幼児健診、相談事業等の事業を通じて、かかりつけ医を持つようアドバイスを行いました。電話や訪問等での相談に応じ、随時アドバイスを行いました。	2	その都度アドバイスを実施していますが、実行されているかの評価が困難です。
	1	「食」についての啓発	健康まちづくり課	(こども家庭課)	B	乳幼児健診においては全参加者に個別栄養相談を実施し、食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しました。健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発をしました。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。減塩、野菜摂取を勧めるため、季節に合わせた健康情報と一緒に健康レシピを年4回発行しました。	2	適宜、地区医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有しました。事業やホームページなどを通じて情報提供を行います。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただいています。	2	食に関する課題や、相談は多岐にわたり、個別性も高くなっていることにより、今後さらに個々に応じた啓発を行い、全体に浸透を図ることが課題です。教室における父親の参加が増加してきており、両親に食についてアプローチする機会となっています。健康レシピは年間延べ6,109枚配布し、減塩や野菜摂取の啓発につながりました。また、親子でレシピを見ながら話をされている様子が見られ、親子のコミュニケーションの機会にもなりました。家庭での活用状況が確認できないことが課題です。
	2	離乳期における食の指導の充実	こども家庭課		A	乳児前期健診において、すべての保護者に個別で離乳食の説明を実施しました。また、乳幼児健診や子育て相談で離乳食に対する疑問や不安について、個々に合わせた指導を実施しました。離乳食教室は、コロナ禍では中止していた試食を再開し、実際の味付けや舌触りを体験していただくことができました。離乳食教室:参加者40人(27.6%)	2	乳児前期健診において、すべての保護者に個別で離乳食の説明を実施しました。また、乳幼児健診や子育て相談で離乳食に対する疑問や不安について、個々に合わせた指導を実施しました。離乳食教室は、コロナ禍では感染症予防のため人数制限を設け、第1子を優先として実施しました。第1子の参加が多くなったことで、質問される内容も変わっており、ニーズに合わせて講話や指導媒体も変更して実施しました。令和5年度は試食についても再開しました。	2	離乳食は特に第1子の場合にはどのように始めてよいか不安に感じる保護者が多く、実践的な教室は有効であると考えます。また、進め方も個人の状況に合わせて進める必要があるため、個別対応が欠かせないと考えます。

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
	予防接種の推奨	疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等、様々な機会を通し、予防接種の接種勧奨を実施しています。今後も、健診、訪問、相談、個別通知等で予防接種未受診者への接種勧奨を行います。	2
	不妊治療に関する意識啓発と相談体制の整備	広報誌や市ホームページ上に不妊治療助成金制度について掲載し、情報提供を行います。なお、不妊治療に関する相談や悩みはプライバシーに配慮しながら、関係機関の紹介等を行います。	2
(2) 小児医療機関との連携	地域医療との連携と情報提供の推進	地区医師会と連携し、医療情報や予防接種情報など情報収集し、保護者へ情報提供を行っています。地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児科医療機関、京都府等の関係機関と連携強化を図ります。	2
	かかりつけ医の普及	子どもの発育や疾病等を気軽に相談でき、適切な医療を受けるために、かかりつけ医を持つよう、相談や訪問、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて啓発します。併せて、医療機関に協力を求めます。	2
	「食」についての啓発	育児支援事業や母子保健事業を通じて栄養の基礎知識の普及や食育を行っています。離乳食時期の調理実習も含め、具体的に調理し、与え方を指導しています。また、段階的に各乳幼児健診の栄養相談で適切な栄養補給と食育について啓発を行っています。地域においては、南丹市食生活改善推進員などと連携し、試食体験や調理実習などを開催します。	2
	離乳期における食の指導の充実	離乳食教室を実施し、調理実習、だしの試飲、離乳食の試食等を取り入れています。乳幼児健診や、子育て相談で個別栄養相談を実施し、子ども一人ひとりの成長に応じた食事が摂取でき、「食」を通じて親子の絆を深め安定した子育てができるよう支援しています。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標3:親子の健康づくりの推進>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
(3) 食育の推進	3	給食などを通じた食に関する指導の充実	幼児教育・保育推進課	学校教育課	(幼児教育・保育推進課)B (学校教育課)A	(幼児教育・保育推進課) 食育だよりを毎月発行し、行事食やいろいろな国の料理を取り入れたバランスのある献立提供の他、家庭における食育の理解を深める取り組みを行いました。家庭でも作りやすいメニューを保護者へ紹介し、家庭の献立づくりにも好評でした。園の菜園で育てた野菜を観察したり、給食食材へ使用するよう給食調理室に届ける経験は、食育に繋がる貴重な機会となっています。 (学校教育課) 南丹市内4調理場では、献立の年間計画に基づき「歯と口の健康週間」「免疫力アップ予防献立」等のテーマ給食や、月に一回程度の「日本の味めぐり」として各都道府県の郷土料理を献立に取り入れました。また、給食週間では「命をつなぐ食～給食134年の歴史～」をテーマに、給食の歴史や地産地消などについて考える取組を実施しました。 南丹市健康食育レシピコンテストには各小中学校の児童生徒が数多く応募し、健康を意識した食生活を考える機会になりました。「学校給食賞」を受賞したメニューは、各調理場の献立に取り入れ好評でした。	(幼児教育・保育推進課)2 (学校教育課)1	(幼児教育・保育推進課) 毎日の献立作成には栄養価だけでなく、子どもたちが食べやすく食への興味とつながるような工夫を加えています。また家庭での生活や食事を把握するための嗜好調査を通して乳幼児期の食育の役割を理解いただくよう啓発しています。家庭での食事だけでは身につかない経験を給食の場で重ねることで健康な体づくりの一助となるよう取り組みました。 (学校教育課) 南丹市内4調理場では、郷土料理を献立に取り入れたり、給食の歴史や地産地消などについて考える取組を実施しました。 南丹市健康食育レシピコンテストには各小中学校の児童生徒が数多く応募し、健康を意識した食生活を考える機会になりました。「学校給食賞」を受賞したメニューは、各調理場の献立に取り入れ好評でした。	(幼児教育・保育推進課)2 (学校教育課)1	(幼児教育・保育推進課) 保護者希望でもある主食の提供は、厨房機器の整備や配膳の作業追加もあり、現状では対応ができません。今後、公立施設の再編が進む中で、検討します。 (学校教育課) 給食を通して食の指導を進めることができました。継続して取り組みます。
	4	家庭における食育の推進	健康まちづくり課	(こども家庭課)	B	調理体験や試食といった、より具体的かつ実践的なアドバイスを行うことで、即家庭で実践できるよう計画し実施します。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 健康・食育レシピコンテストを開催し、メニューの作成や調理を通して、健康な食生活を親子で考える機会とし、野菜について種類や調理法を知り、子どもの頃から摂取する習慣を身につけることへつなげています。	2	令和2～4年度は感染症予防のため、教室での試食は中止し、調理体験やデモンストレーション、展示により、家庭でも実践できるよう計画し実施しました。令和5年度から試食を再開し、だしの活用やうす味のおいしさを伝えています。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 令和2年度から健康・食育レシピコンテストを開催し、メニューの作成や調理を通して、健康な食生活を親子で考える機会とし、野菜について種類や調理法を知り、子どもの頃から摂取する習慣を身につけることへつなげています。	2	令和5年度は教室で試食を再開し、味付けや食感などを体験していただくことができました。核家族や共働きの家庭が多いことから、家庭で実践しやすい内容を取り入れていく必要があると感じています。 健康・食育レシピコンテスト事業では382点もの応募があり健康な食生活を親子で考える機会の1つとなりました。
	5	農業体験などの実施	幼児教育・保育推進課		A	魚の解体や農園活動等の体験を通して、食の楽しみ、大切さを理解する取り組みとなりました。普段から食材の納入でお世話になる事業者や地域の方との交流にもつながり、食への関心、興味がより広がりました。	1	園内の畑で季節の野菜を栽培したり、地域に出かけ植え付けや収穫の体験をさせてもらう機会があり、野菜の生長や収穫の喜び、旬の食材を知り、食べ味わうきかけにつながりました。	1	園での栽培は限りがあり、地域に出かけるための時間の調整や予算の確保などが必要です。
	6	健康づくり推進協議会による「弁当の日」の推進	健康まちづくり課	学校教育課	A	(健康まちづくり課) 取り組みなし (学校教育課) 令和2年度より継続して取組んでいる南丹市健康レシピコンテストは、子どもたちが健康な食生活を考える機会として開催し、野菜を使った朝ごはんレシピやおだしの活用を活かしたレシピ382点(小学生:83点/中学生299点)の応募がありました。保育所と学校で、受賞したレシピを給食の献立に取り入れ、園部城祭りでも提供されました。令和4年度から「賞の名称」を所属されている団体の名前に変更し、子どもたちのレシピで学校や地域が健康で元気なまちづくりにつながる取組を行いました。今後も学校や地域と連携をとり支援を行います。	1	コロナ禍以降、各小学校では調理実習が中止となりましたが、令和2年度より継続して取組んでいる南丹市健康レシピコンテストは、子どもたちが健康な食生活を考える機会として開催し、多くの応募をいただきました。入賞作品から、保育所・学校での給食のメニューに展開することができ、子どもたちの生きる力に繋がりました。今後も学校や地域と連携をとり支援を行います。	1	コロナ以降、「弁当の日」の取組はできていません。他の取組で、それに代わる取り組みが推進できました。
	7	庁内食育推進委員会による食育推進	健康まちづくり課		E	庁内食育推進委員会による会議を開催できていない状況ですが、今後さらに市内に食育の取り組みが広がるよう、必要時には庁内でも連携を図ります。 庁内食育推進委員会で取り組んでいたケーブルテレビ等の広報は、保健医療課が中心に行いました。	3	コロナ禍により、感染予防対策を最優先としたため、庁内食育推進委員会の開催ができませんでした。 保健医療課が中心に、ケーブルテレビや広報誌を通じて、食育の啓発を行いました。	3	コロナ禍により、感染予防対策を最優先としたため、庁内食育推進委員会の開催ができませんでした。 保健医療課が中心に、ケーブルテレビや広報誌を通じて、食育の啓発を行いました。

第3期計画 記載検討内容

基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
<p>(3) 食育の推進</p> <p>子どもの成長過程にあわせた栄養の基礎知識の普及、家族で食事をする楽しさや団らんの大切さ、「食」の大切さの啓発に向けて、関連する事業の内容や栄養指導の場の充実とともに、子どもの「孤食」の防止や望ましい食習慣の獲得なども含め食育について、啓発して行く必要があります。</p>	給食などを通じた食に関する指導の充実	<p>保育所等では、食べることが生きる力につながる大事なことであり、統一の食育計画に基づき、日々の保育を実践しています。</p> <p>学校では、給食を通して食の大切さを啓発するとともに、各学校の「食に関する指導計画」に基づき、教科等に関連づけた授業等を実施し、給食たより等を通じて食の大切さ等を指導します。また、給食週間等の啓発期間を設定します。</p>	<p>(幼児教育・保育推進課) 2 (学校教育課) 2</p>
	家庭における食育の推進	<p>乳児後期健診で保護者の尿中塩分測定を実施し、親子で減塩に取り組めるよう啓発を行っています。</p> <p>適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、保育所や幼稚園、認定こども園、学校と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組めます。</p>	3
	農業体験などの実施	<p>保育所、幼稚園、認定こども園では野菜づくりや芋掘り等の菜園活動やクッキング等、「楽しく食べることを大切に、子どもが楽しみながら「食」を体験する多くの機会をつくります。</p>	1
	健康づくり推進協議会による「弁当の日」の推進	<p>各小学校の特色を活かしながら、野菜づくり、調理実習、保存食づくりを実施し、食への感謝、調理力が身につけていきます。今後も地域と学校と連携を取り支援を行います。</p>	2
	庁内食育推進委員会による食育推進	<p>庁内食育推進部会による会議を定期的開催し、連携を行なっていきます。また、ケーブルテレビ、広報誌を通じて、食育の啓発を幅広く行います。</p> <p>また、南丹市食育ロゴマークの利用施設の増加に向けて取り組んでいます。</p> <p>今後も南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、食生活と健康、食文化の継承、風土を活かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発し、食がひとづくり、まちづくりとなるよう推進を図ります。</p>	

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標3:親子の健康づくりの推進>

個別施策に対する評価										
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題	
(4)思春期における保健教育の推進	1	性教育の推進	学校教育課	こども家庭課	(学校教育課)B (こども家庭課)B	(学校教育課) 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるよう、発達段階に合わせて体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しました。  (こども家庭課) パパママ教室や訪問で性や妊娠についての知識の普及啓発を行っています。 学校からの希望があれば、教材の貸し出しや教育を実施します。(実績はありません)	(学校教育課)2 (こども家庭課)2	(学校教育課)2 (こども家庭課)2	(学校教育課) 生命の尊さや身体の発達変化については学ぶことができています。インターネットの普及などで児童生徒が性に対して知識を得ることが増加している背景から、性加害・性被害を想定した性教育のあり方を考えていく必要があります  (母子保健係) 赤ちゃん訪問では、必要に応じて家族計画についてアドバイスを実施しています。学校からの教材の貸出依頼の実績はありません。	
	2	喫煙・飲酒・薬物に関わらない教育の推進	健康まちづくり課	(こども家庭課)	B	防煙教室は申し込みのあった市内の高校、中学校、小学校に対して防煙教育を実施しています。令和5年度は申込のあった2校で実施しています。(京都府立農芸高校・聖カタリナ高等学校)小・中学校への健康アンケートは例年通り実施しました。子どもの現状を把握して、各学校へ情報共有しました。学校養護教諭との交流会で結果を共有しました。	2	2	防煙教室については、令和2～3年度はコロナ禍により申込のあった学校全てに防煙教室を実施できませんでした。令和4年度以降は申込のあったすべての学校に実施できており、ある程度の成果があったと考えます。 小・中学生への健康アンケートは全ての年度において実施できており、結果の共有によって学校現場での健康増進・普及啓発の一助となっています。	
	3	乳幼児とのふれあい活動の推進	学校教育課	こども家庭課	(学校教育課)B (こども家庭課)B	(学校教育課) 職場体験学習や家庭科等の学習を通じて、子育てへの理解と関心を高めることができました。また地域のNPOなどと連携し、赤ちゃんとのふれあいを行うことができました。  (こども家庭課) 委託の子育てひろばにおいて、八木中学校でのひろば開設を行い、中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けました。中学生が小さな子どもたちとふれあうとともに、親にとっても中学生となる姿を想像することで、将来への見通しをもつ機会となりました。	(学校教育課)1 (こども家庭課)1	(学校教育課)2 (こども家庭課)2	(学校教育課) コロナ禍により予定していた活動が十分に実施できたとは言い難い状況でした。  (こども家庭課) コロナ禍により、実施できない時期もありましたが、中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会となりました。	
	4	児童生徒の教育相談の推進	学校教育課		B	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・まなび・生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行いました。また、心の居場所サポーターによる相談活動及び学習支援等の活動を行いました。 ・スクールカウンセラー配置状況 拠点校に配置6人(園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中・桜が丘中に各1人) 園部小以外の小学校には、拠点校から派遣して相談活動を行いました。 ・スクールソーシャルワーカー配置状況 (園部中を拠点校として1人配置)拠点校から各小中学校へは、派遣申請を受けて派遣しケース会議等のアドバイス等を行いました。 ・まなび・アドバイザー配置状況(八木東小、殿田小に各一人) ・心の居場所サポーター配置状況 10人 (園部中・園部第二小など10校に各1人)	2	2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが配置されていることをさらに児童・生徒や保護者に啓発することが必要だと考えます。	
	5	学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進	学校教育課		B	相談や悩みに対して、教育相談やカウンセリングを行い、保護者の思いに寄り添ういながら、丁寧な対応に努めることができました。	1	1	様々な相談機関があることを周知していくことが必要であると考えます。	

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
(4) 思春期における保健教育の推進		成長段階に応じた性に関する指導、喫煙や飲酒・薬物の有害性に関する正しい情報の提供、心の健康に関する指導や相談の体制を整え、本人だけではなく、保護者からの相談に応じるように努めています。 今後は時代や社会情勢等、子どもたちの成長に影響を及ぼす様々な環境の変化に対応した指導を行っていくことが求められます。	
	性教育の推進	赤ちゃん訪問時に、母親に対し受胎調節指導を行い、性に関すること、生命の大切さ等について知識の普及を図ります。学校から希望があれば、性教育の教材として赤ちゃん人形等の貸し出しを行います。 各小・中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する意識向上及びその普及推進に努めます。	(学校教育課)1 (こども家庭課)2
	喫煙・飲酒・薬物に関わらない教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の害について正しい知識の普及啓発を進めるため、市内の学校で保健所と協力して喫煙・飲酒・薬物に関わらない教育を実施します。 小・中学校への健康アンケートを通じて、子どもたちの現状に関して学校と共有し、啓発します。	2
	乳幼児とのふれあい活動の推進	保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 また、小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、乳幼児とのふれあいの場を提供し、小・中学生が命の大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を作ります。	(学校教育課)1 (こども家庭課)2
	児童生徒の教育相談の推進	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置しています。	1
学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	2	

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実>

基本施策	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
(1)子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	1	主任児童委員、民生児童委員との連携	福祉相談課	こども家庭課	(福祉相談課)B (こども家庭課)B	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、学校との連携強化のため子育てに関する事業への参加、学校訪問や教職員との懇談など、各学校との交流を深めました。登下校などの見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活の実態把握に努めるとともに、学校現場との連携体制の基盤構築を図りました。  (こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会実務者会議に4人の主任児童委員に参画いただき、地域の見守りの視点で意見をいただきました。また各委員には個別に要保護児童、要支援児童の連携、情報共有を図りました。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	(福祉相談課) 令和2～4年度については、コロナ禍であり、学校との連携強化のための学校訪問や行事への参加、教職員との懇談会などは開催することができませんでした。しかしながら、活動も制限された中でも登下校の見守りは続けることにより、地域における子どもたちの生活の実態把握に努めることができました。  (こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会実務者会議に4人の主任児童委員に参画いただき、地域の見守りの視点で意見をいただきました。また各委員には個別に要保護児童、要支援児童の連携、情報共有を図りました。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
	2	「子どもの人権110番」の周知	人権政策課		B	人権擁護委員連絡会の電話相談のポスターについて市内小学校等に提出を依頼し、周知(広報啓発)に取り組みました。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会を10月及び3月に開催し、子どものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有しました。	2	人権擁護委員連絡会の電話相談のポスターについて市内小学校等に提出を依頼し、啓発に取り組みました。	2	SNS等も活用し、更なる広報の取り組みを検討します。
	3	児童虐待防止についての啓発	こども家庭課		A	11月のオレンジリボン・虐待防止推進キャンペーンでは、啓発チラシの全戸配布を行い、市内2か所のスーパーでも街頭啓発を実施しました。	1	コロナ禍により令和2、3年度については街頭啓発は実施できませんでしたでしたが、それ以外の方法(チラシの全戸配布、CATVでの啓発、各学校や保育所等へのパンフレットの配布等)で啓発活動を実施しました。令和4年度以降については、街頭啓発も再開し、児童虐待防止について啓発を実施しました。	1	児童虐待については、市民の多くの方に正しい知識の普及と早期発見の重要性について啓発していく必要があります。様々な手法で今後も啓発活動することが必要と考えます。
	4	関係機関による児童虐待の早期発見	こども家庭課		A	情報共有システム(キントーン)での情報連携を実施し、状況に応じて、直接顔を合わせて話を聞いたり、ケース会議を行いつながり、虐待の早期発見・早期対応に努めました。 要保護児童対策地域協議会実務者会議は、感染症対策を講じながら、定期的な開催(4月を除く毎月)を行いました。	1	令和元年度より情報共有システム(キントーン)での情報連携を実施し、状況に応じて、直接顔を合わせて話を聞いたり、ケース会議を行いつながり、虐待の早期発見・早期対応に努めました。 要保護児童対策地域協議会実務者会議は、コロナ禍も感染症対策を講じながら、定期的な開催(4月を除く毎月)を行いました。	1	要保護児童対策地域協議会の個別ケースが増加し複雑化していきながら、要保護児童、要支援児童への支援、虐待の早期発見のために、情報共有システムを活用した連携を確立することができ、連携が密となっています。システムを活用しない関係機関(京都府家庭支援総合センターや警察、医療機関など)とも連携できていますが、今後とも虐待の早期発見、対応に向けて密な連携が求められます。
	5	児童虐待未然防止の相談体制の充実	こども家庭課	社会福祉課	(こども家庭課)A (社会福祉課)A	(こども家庭課) 家庭児童相談員、ひとり親自立支援員による家庭児童相談窓口を設置し、児童虐待の未然防止のために京都府家庭支援総合センター、高等学校、小中学校や保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園などと連携しました。  (社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行いました。	(こども家庭課)1 (社会福祉課)1	(こども家庭課) 家庭児童相談員、ひとり親自立支援員による家庭児童相談窓口を設置し、児童虐待の未然防止のために京都府家庭支援総合センター、高等学校、小中学校や保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園などと連携しました。  (社会福祉課) 発達支援相談事業や電話相談・保護者面談等でやりとをこをこを抱える保護者の気持ちに寄り添い、育児の思いを聞く等、専門職が発達状況を確認しながら対応しました。	(こども家庭課)1 (社会福祉課)1	(こども家庭課) 要保護児童対策地域協議会の個別ケースが増加し複雑化していきながら、要保護児童、要支援児童への支援、虐待の未然防止のために、さらに京都府家庭支援総合センター、高等学校、小中学校や保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園などの連携が必要となります。
	6	要保護児童対策地域協議会の組織強化	こども家庭課		A	要保護児童対策地域協議会実務者会議は、定期的な開催(4月を除く毎月)を行い、ケースの進行管理を行いました。教育、福祉、医療、保健等の関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を伺い、ケース対応の見直しを行いました。 また、委員向け研修として「性暴力について」と題し研修を1回実施し、知識とスキルの向上に努めました。	1	コロナ禍は、要保護児童対策地域協議会実務者会議は会議時間の短縮をしたり、招集範囲を限定したりして、感染症対策を講じながら、定期的な開催(4月を除く毎月)を行い、ケースの進行管理を行いました。教育、福祉、医療、保健等の関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を伺い、ケース対応の見直しを行いました。また、令和3年度には船井医師会との情報連携ができる仕組みを整えました。 そのほか、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会調整機関職員に義務付けられた研修に新たに1人参加し、知識とスキルの向上に努めました。 研修についても、毎年委員向け研修を実施し知識とスキルの向上に努めました。	1	今後も要保護児童対策地域協議会を核として、さらなる連携と具体的な支援が進められるよう、関係機関との密な連携が必要となります。 また、委員向け研修も継続して実施し、知識とスキルアップが必要と考えます。
1	ひとり親家庭の相談体制の充実	福祉相談課	こども家庭課	(福祉相談課)B (こども家庭課)A	(福祉相談課) 令和5年度は、母子寡婦福祉会との交流会や研修会の開催はできませんでしたが、各町民生児童委員協議会において、ひとり親家庭の現状を把握し、ニーズに合わせた支援が行えるよう定例会や部会などで問題点を話し合いました。 また、各種支援金等の申請に係る証明依頼時など、ひとり親との面談機会を有効に活用しながら、担当地区の現状把握に努めました。  (こども家庭課) 子育て支援課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所での相談ができる体制を整えました。	(福祉相談課)2 (こども家庭課)1	(福祉相談課) 令和2～5年度については、コロナ禍などもあり母子寡婦福祉会との交流会や研修会の開催はできませんでしたが、各町民生児童委員協議会において、どうすればひとり親家庭の現状を把握し、ニーズに合わせた支援が行えるのかを委員同士で相談し合いながら、担当地区の現状把握に努めました。 また、各種支援金等の申請に係る証明依頼時など、ひとり親との面談機会を有効に活用しながら、担当地区の現状把握に努めました。  (こども家庭課) 子育て支援課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所での相談ができる体制を整えました。	(福祉相談課)2 (こども家庭課)1	(福祉相談課) 単身世帯の増加に伴う家庭や地域におけるつながりや支え合いの希薄化により、家庭の現状や子どもたちが抱える問題が分かっていく必要があります。そんな中でも、それぞれの地域の中で日頃の交流や登下校の見守りを続けることにより、ひとり親家庭の生活実態が少しでも把握できるよう努めることができました。 また、部会や地区会議の中で意見を出し合い、委員同士で情報を共有することができました。  (こども家庭課) 電話や来所での相談ができる体制を整えることができました。	

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
			1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
<p>(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策</p>	<p>平成30年12月に国が策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童虐待防止対策の強化に向け、市町村の体制と専門性強化がこれまで以上に求められています。これまでの子どもを虐待から守るための知識の普及といった啓発活動、地域や関係機関の見守りの推進に加え、相談支援体制や関係機関の連携強化等について、今後のさらなる充実が求められます。</p>	<p>主任児童委員、民生児童委員との連携</p> <p>各家庭の現状や子どもたちが抱える問題を把握できるように、様々な機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。関係機関や学校との連携強化により、問題が発生した時には迅速に対応できる体制を確立するほか、継続して要保護児童、要支援児童への個別対応と連携を行います。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態把握に努めます。</p>	(福祉相談課)2 (こども家庭課)2
		<p>「子どもの人権110番」の周知</p> <p>京都府人権擁護委員連合会の電話相談・メール相談の周知に努めます。子どもの人権に関わる問題の解消に努め、広報活動にも努めます。</p>	2
		<p>児童虐待防止についての啓発</p> <p>保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等様々な場面・事業において保護者に寄り添います。訪問や健診のほか、地域子育て支援拠点事業を通じて保護者に寄り添い、日常的に支援できる地域でのサービス等についても紹介します。</p>	2
		<p>関係機関による児童虐待の早期発見</p> <p>妊娠届時の面接から、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等あらゆる保健事業を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。乳幼児健診未受診者の中で虐待リスクの高い場合がみられることから、未受診家庭の状況を把握するとともに、未受診とならないよう産前産後からの関係づくりに努めます。また、所属での見守りを実施している保育所、幼稚園、学校とこども家庭課が連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p>	2
		<p>児童虐待未然防止の相談体制の充実</p> <p>こども家庭課に家庭児童相談員による家庭児童相談窓口を設置し、京都府家庭支援総合センターと連携に努めます。保健師や栄養士等は、日常業務の中で相談対応を行っています。子育て発達支援センターに専門職を配置し、発達支援相談事業として、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行う中で、保護者支援を行っています。また、いずれの相談窓口も、気軽に相談できる「場」であり「人」であることを周知するとともに、専門性の向上と体制の充実を図ります。</p>	(こども家庭課)2 (社会福祉課)2
		<p>要保護児童対策地域協議会の組織強化</p> <p>適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関によるケースの進行管理を定期的実施しています。今後も保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児童対策地域協議会を通じて、具体的な支援を進めます。</p>	2
		<p>ひとり親家庭の相談体制の充実</p> <p>民生児童委員の活動として、各町民生児童委員協議会に担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流や研修活動などを通して、ひとり親家庭の現状把握に努めるとともに地域における相談体制の充実を図っていきます。また、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員が連携し、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるように相談支援に努めます。</p>	(福祉相談課)3 (こども家庭課)2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
(2)ひとり親家庭への支援	2	ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	(幼児教育・保育推進課)	A	入所希望者が入所可能人数を超える保育所等では、全員の面接を行い、就労を希望するひとり親については優先的に案内しており、就労支援につながりました。高等職業訓練促進給付金を6人、自立支援教育訓練給付金を2人に給付しました。	1	【令和2年度】相談2人 【令和3年度】高等職業訓練促進給付金3人、自立支援教育訓練給付金1人 【令和4年度】高等職業訓練促進給付金6人、自立支援教育訓練給付金1人 【令和5年度】高等職業訓練促進給付金6人、自立支援教育訓練給付金2人  入所希望者が入所可能人数を超える保育所等では、全員の面接を行い、就労を希望するひとり親については優先的に案内しており、就労支援につながりました。	1	就労を希望するひとり親については保育所入所を優先的に案内しており、就労支援につなげることができました。また、令和3年度から毎年度、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金を支給することができました。
	3	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	こども家庭課		A	各種制度や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行い、必要な支援を行うことができました。また、社会福祉協議会の生活困窮者の相談窓口と京都府ひとり親家庭自立支援センターの相談員等と連携を図りながら支援を行うことができました。	1	各種制度や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行い、必要な支援を行うことができました。また、社会福祉協議会の生活困窮者の相談窓口と京都府ひとり親家庭自立支援センターの相談員等と連携を図りながら支援を行うことができました。	1	各種制度や相談機関の案内を行い、必要な支援を行うことができました。また、社会福祉協議会や京都府ひとり親家庭自立支援センターと連携を図りながら支援を行うことができました。
(3)障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	1	障がいの早期発見・療育指導の推進	こども家庭課		A	乳幼児健診を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援が必要な子どもは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受けることができるよう努めました。	1	乳幼児健診を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援が必要な子どもは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受けることができるよう努めました。	1	乳幼児健康診査の場だけでなく、普段過ごしている保育所や幼稚園等集団での様子を併せて確認し、所属園と連携することで必要な支援に繋げることができました。
	2	療育支援体制の充実	社会福祉課		A	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しました。療育では、小集団の活動の中で自信をつけ、子どもの自立をサポートし、保護者に対する支援も行いました。受け入れ体制の調整を行い、低年齢家庭のプレ療育として「遊びの教室」も案内しながら医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続しました。南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、重度の発達障がい児を園域内の専門機関と連携して細かな適切な療育支援を行いました。重度の発達障がい児に対して有資格者が構造化1対1指導を限定2人枠で実施しました。	1	・つくし園利用者 令和2年度:実人数53人、延べ人数1744人、連携会議3回 令和3年度:実人数67人、延べ人数1795人、連携会議2回 令和4年度:実人数67人、延べ人数2049人、連携会議2回 令和5年度:実人数68人、延べ人数2113人、連携会議2回 令和2～4年度にかけては、並行通園先のコロナウイルス感染対応状況に合わせて随時登園の受け入れを行いました。 ・花ノ木医療福祉センター個別療育利用者 令和2年度:実人数2人、延べ人数79人 令和3年度実人数2人、延べ人数87人 令和4年度:実人数2人、延べ人数72人 令和5年度:実人数2人、延べ人数86人 つくし園や就園先とも調整をしながら連携して支援しました。	1	保健・通園先・医療等、各関係機関と連携しながら受け入れ体制を整え、療育優先順位を常時検討しながら適正につくし園・花ノ木医療福祉センター個別療育を利用できるように調整を行いました。
	3	専門的育児支援の充実	社会福祉課		A	発達支援相談事業は、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しました。保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブの巡回相談や医療紹介等連携を行い、成長発達を促しました。支援が必要な子どもに携わる関係職員の資質向上を図る研修会を開催しました。また、関係機関と調整し、必要に応じて専門職の講師派遣も行いました。	1	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら可能な限り発達支援及び育児支援を行いました。子どもの成長発達全般を相談できる場として、発達支援相談事業を実施しました。保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブ巡回訪問も感染状況に応じた設定に変更しながらすべての園・小・中学校・放課後児童クラブと連携を実施しました。子どもの発達状況に合わせて、医療紹介を行ったり、福祉サービスへの利用の繋ぎも行いました。	1	就学後のケース数が増加傾向にあるため、長期休みに発達支援相談事業を利用されたケースに対して、学校に向いて小学校担任・コーディネーターと連携をしながら支援を実施しました。また、保育所・幼稚園・認定こども園職員に対して、知識・技術向上を目的とした講習会を全園対象に実施しました。
	4	相談体制の充実	社会福祉課		A	社会福祉課内に相談支援専門員を2～3名配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を担いました。また、発達支援センターの発達支援相談事業では、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しました。	1	社会福祉課内に相談支援専門員を2～3名配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を担いました。また、発達支援相談事業では、医師・心理士・作業療法士・言語聴覚士から保護者へ発達状況を伝え、成長発達を促す関わりのアドバイスを行い、必要に応じて療育・医療機関を紹介することができました。	1	社会福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置し、2～3名の相談員体制で当事者・家族等からの相談に応じ、情報提供・助言を行うなど、総合的かつ継続的に支援を行いました。また、必要時に発達支援相談事業を実施し、対象児の発達状況に応じて療育・医療機関を紹介し、連携することができました。
	5	障がい児保育の充実	幼児教育・保育推進課		B	支援が必要な児童が年々増加しており、担任以外の加配保育士を配置していますが十分な状況ではありません。年度途中で診断が出た、長時間過ごす園児については、施設で過ごす時間のすべてについて丁寧に対応する必要があります。人材確保に努めていますが、必要人数がまかなえない状況です。加配の必要な児童 72人	2	一人一人に寄り添い、きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行っています。また、加配保育士のスキルを向上するために研修の充実を図りました。	2	加配保育士のスキル格差が大きいです。加配保育士のスキル向上のための研修充実を図る必要があります。大多数の加配担当が会計年度任用職員のため、勤務時間内にスキルを向上するための研修を受ける調整が難しい課題があります。
	6	特別支援教育の充実	学校教育課		A	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができました。研修会を通して支援員の役割について認識を深めることができました。	1	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができました。研修会を通して支援員の役割について認識を深めることができました。	1	インクルーシブ教育の構築を目指しながら、通常学級の中でユニバーサルデザインの授業や教材教具の工夫など誰もが学びやすい環境を作っていくことが必要です。また、障がいのある児童生徒の切れ目のない支援体制を構築していくことが重要であり、そのための専門性の向上を目指していきたいです。
	7	放課後における過ごし方の支援	社会教育課		A	認定支援員研修受講資格を満たしている者は、全員受講することができました。また、受講資格を満たさないために受講できない者は、京都府から受講勧奨されている子育て支援員養成講座を順次受講することができました。	1	認定支援員研修受講資格を満たしている者は、全員受講することができました。また、受講資格を満たさないために受講できない者は、京都府から受講勧奨されている子育て支援員養成講座を順次受講することができました。	2	集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題となっています。

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
(2)ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の負担を軽減し、働きやすく子育てしやすい環境を確保するために、相談支援、就労支援、生活支援など総合的な支援について、ひとり親家庭の自立を支援する視点で取り組んでいくことが重要です。	ひとり親家庭の就労支援	自立に向けた就労支援の一環として、保育所入所への優先基準を設けています。 母子・父子自立支援員が職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。 就職のための資格取得のために自立支援教育訓練交付金、高度職業訓練促進給付金・修了支援給付金の給付事業を実施しています。	2
	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	各種手当の支給や福祉医療費支給事業により医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。	2	
(3)障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	障がい等で特別な支援が必要な子どもに関しては、成長段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが基本であり、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等関係機関との連携をより強化し、子どもの成長と自立を支援できるように取り組んでいくことが重要です。 また、乳幼児健診などで把握された、発達上支援が必要な子どもの保護者が相談や支援を受けやすくなるよう、取り組んでいくことが重要です。	障がいの早期発見・療育指導の推進	発達の遅れや、その疑いへの気づきの場であるという認識のもとで乳幼児健診を行い、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関につなげます。 保育所・幼稚園、認定こども園、子育て発達支援センター等関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、気持ちを大切に、必要な人には療育利用を勧めます。	2
		療育支援体制の充実	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。 南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、重度の発達障がい児に対して有資格者が4構成1対1指導を限定2人枠で実施しています。	2
		専門的育児支援の充実	子育て発達支援センターに心理士、作業療法士といった専門職を配置し、早期発見・早期療育を推進しているほか、南丹圏域の花ノ木医療福祉センターとも連携を密にし、対応しています。 また、定期健診時の相談や、保育所・幼稚園・認定こども園への巡回・放課後児童クラブ・学校訪問も実施しています。	2
		相談体制の充実	社会福祉課内に相談専門員を配置し、特別支援学校や福祉機関と連携しています。 子育て発達支援センターで実施している相談業務の中でも対応しています。	2
		障がい児保育の充実	一人一人に寄り添い、きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行います。また、加配保育士のスキルを向上のために研修の充実を図ります。	2
		特別支援教育の充実	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る研修を毎年実施し、指導者の資質向上を図ります。	1
		放課後における過ごし方の支援	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童については、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどで放課後における過ごし方を支援します。 放課後児童クラブでは、障がい等で支援が必要な子どもが安心して放課後を過ごせる場となっているかに視点を置き、必要に応じて受け入れを行っています。 集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題となっています。 今後も引き続き、受け入れ体制を確保しながら、支援が必要な子どもへの対応に関する支援員研修の充実を図ります。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実>

個別施策に対する評価									
No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
8	交流機会の充実	社会教育課		C	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加及び視覚障害者成人講座は実施しましたが、聴覚障害者成人講座は実施できませんでした。高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。	3	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加はできましたが、コロナ禍により、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座は実施できませんでした。高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。	3	高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。
9	医療費の助成	社会福祉課		A	福祉医療費支給事業として、医療費の自己負担分を給付し、対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援を行いました。	1	福祉医療費支給事業として、医療費の自己負担分を給付し、対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援を行いました。	1	医療費の自己負担分の適正な給付により、対象者が安心して必要な医療を受けられるよう支援ができました。
10	外国につながる児童への支援	幼児教育・保育推進課		B	家庭とのコミュニケーションや連携の難しさがありましたが、両親のどちらかが日本語を理解していたり、知人の通訳で対応することで、園生活につながることは概ね理解できています。園も母国の地域を学び、文化や簡単な言葉を理解して進めました。	2	コロナ5類への移行後、急激に増えています。家庭とのコミュニケーションや連携の難しさがありましたが、両親のどちらかが日本語を理解していたり、知人の通訳であったりすることで園生活につながることは概ね理解できています。園も母国の地域を学び、文化や簡単な言葉を理解して進めました。	2	翻訳機器や携帯の通訳機能を使用しても伝わりにくいことは多くあります。子どもは柔軟なため、言葉の違いはあっても時間と共に簡単な言葉は獲得しています。加配が配置できるとよいが、多様な言語に対応可能な職員の確保の難しさもあります。今後も増えると思われませんが、一人一人丁寧に寄り添うことが大切と考えます。
1	子どもの医療費の助成	こども家庭課		A	子育て支援医療費の助成は、0歳から中学校修了までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を医療機関等で支給者証を提示する方法で助成しました。 すこやか子育て医療費の助成は、16歳から高等学校修了までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を償還払いにより助成しました。	1	子育て支援医療費 適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し、子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。 支給者数(令和3年3月末) 府制度3,207人 市制度2,709人 支給者数(令和4年3月末) 府制度3,146人 市制度2,680人 支給者数(令和5年3月末) 府制度3,093人 市制度2,652人 支給者数(令和6年3月末) 府制度2,756人 市制度463人 令和5年9月に京都府の京都子育て支援医療費制度が拡充されたことにより、市制度の支給者は減少しました。(市制度の対象者3歳から中学校修了から、12歳から中学校修了になったため) すこやか子育て医療費 申請に基づき適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。	1	子育て世帯が安心して医療を受けることができるよう、保護者の負担を軽減し、子どもに必要な医療を受けられるよう支援しました。
2	子育て手当の支給	こども家庭課		A	月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末と3月末)に支給しました。 【令和5年度】 9月定期払で支給者数827人(対象児童837人)に支給しました。 3月定期払で支給者数797人(対象児童806人)に支給しました。	1	【令和2年度】 9月定期払で支給者数 797人(対象児童 953人)に支給しました。 3月定期払で支給者数 768人(対象児童 926人)に支給しました。 【令和3年度】 9月定期払で支給者数 898人(対象児童 909人)に支給しました。 3月定期払で支給者数 864人(対象児童 875人)に支給しました。 【令和4年度】 9月定期払で支給者数 735人(対象児童 874人)に支給しました。 3月定期払で支給者数 723人(対象児童 862人)に支給しました。 4月随時払で支給者1人(対象児童1人)、3月随時払で支給者1名(対象児童1人)に支給しました。 【令和5年度】 9月定期払で支給者数827人(対象児童837人)に支給しました。 3月定期払で支給者数797人(対象児童806人)に支給しました。	1	5歳未満の児童を養育する保護者に対し、経済的に支援をすることができました。
3	子宝祝金の支給	こども家庭課		A	・子宝祝金を支給(第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円) ・支給総額 15,300,000円 ・支給人数 139人(第1子48人 第2子 53人 第3子以降 38人)	2	【令和2年度】 支給人数 160人(第1子65人、第2子64人、第3子以降31人) 【令和3年度】 支給人数 146人(第1子58人、第2子47人、第3子以降41人) 【令和4年度】 支給人数 145人(第1子62人、第2子54人、第3子以降29人) 【令和5年度】 支給人数 139人(第1子48人、第2子53人、第3子以降38人)	2	出産後すぐに転出しても祝金を受給できるため、当市の大切な自主財源が当市民のために使われないケースが発生するという課題があります。
4	入学祝金の支給	こども家庭課		A	・入学祝金を支給(小学校30,000円、中学校40,000円) ・支給総額 16,400,000円 ・支給人数 464人(小学校216人、中学校248人)	2	【令和2年度】 支給人数 485人(小学生232人、中学生253人) 【令和3年度】 支給人数 443人(小学生210人、中学生233人) 【令和4年度】 支給人数 459人(小学生225人、中学生234人) 【令和5年度】 支給人数 464人(小学校216人、中学校248人)	2	本事業は入学時点で実施する事業であり、一定の成果は見込めますが、長い学校在籍期間の子どもの支援には十分とは言えません。

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
	交流機会の充実	青少年活動事業では、障がいのある子ども等との交流やボランティアをはじめ地域とのふれあいを高めるため、事業を推進します。	4
	医療費の助成	福祉医療費支給事業により、医療費の助成を行い、障がいのある子どもがいる家庭の経済的な負担を軽減します。	2
	外国につながる児童への支援	言葉や習慣の違いのある外国につながる児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。	2
子どもの健やかな成長を願い、子育て家庭の負担軽減のため、各種助成や支給制度を実施しています。制度面での変更がある場合、転入者への対応などに留意しながら、適切な利用を促進していくことが必要です。 市の独自の助成等は、少子化対策、定住促進事業として位置づけ、今後の実施については事業評価を踏まえ、総合的な検討が必要です。	子どもの医療費の助成	子育て支援医療費の助成は、0歳から中学校修了までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を医療機関等で受給者証を提示する方法で助成します。 すこやか子育て医療費の助成は、16歳から高等学校修了までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を償還払いにより助成します。	
	子育て手当の支給	南丹市居住者で、5歳未満の児童を養育している人に、申請により手当を支給します。	
	子宝祝金の支給	南丹市居住者で、児童を出産、養育する保護者に対し、申請により祝金を支給します。	
	入学祝金の支給	南丹市居住者で、小・中学校に入学する児童を養育している人に、申請により祝金を支給します。	

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票

<基本目標4:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実>

		個別施策に対する評価									
		No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
(4)子育て家庭への経済的負担の軽減	5	児童手当の支給	こども家庭課		A	国の制度により、中学校修了までの児童を養育している人について、申請により手当を支給しました。なお、児童が施設入所している場合を除きます。 0～3歳未満の児童:1人につき月額15,000円、3歳以上～小学校6年生までの児童で第1子または第2子:1人につき月額10,000円、3歳以上～小学校6年生までの児童で第3子以降:1人につき月額15,000円、中学生:1人につき月額10,000円、所得制限限度額を超過する方は1人につき月額5,000円を支給しています。(所得制限有) 児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与しました。 【令和5年度】 2月定期払で受給者数1,528人(対象児童2,662人)に支給しました。	1	【令和2年度】 2月定期払で受給者数1,608人(対象児童2,867人)に支給しました。 【令和3年度】 2月定期払で受給者数1,585人(対象児童2,789人)に支給しました。 【令和4年度】 2月定期払で受給者数1,566人(対象児童2,708人)に支給しました。 【令和5年度】 2月定期払で受給者数1,528人(対象児童2,662人)に支給しました。	1	国の制度のため、所得制限はありましたが、中学校修了までの児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与しました。	
	6	児童扶養手当の支給	こども家庭課		A	国の制度により、18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給しました。 受給者数191人(母子178人・父子13人)に支給しました。(令和6年3月定期払)	1	【令和2年度】 受給者数182人(母子171人・父子11人)に支給しました。(令和3年3月定期払) 【令和3年度】 受給者数185人(母子173人・父子12人)に支給しました。(令和4年3月定期払) 【令和4年度】 受給者186人(母子171人・父子15人)に支給しました。(令和5年3月定期払) 【令和5年度】 受給者数191人(母子178人・父子13人)に支給しました。(令和6年3月定期払)	1	適正な受付を行うことで、対象家庭を経済的に支援することができました。	
	7	特別児童扶養手当の支給	社会福祉課		A	障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できることを目的とする制度であり、年3回(4・8・12月)府が手当を支給しました。また、市は随時受付・進達を行い、支給決定については府が行いました。	1	障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できることを目的とする制度であり、年3回(4・8・12月)府が手当を支給しました。また、市は随時受付・進達を行い、支給決定については府が行いました。	1	適正な受付・進達事務を行うことで、対象家庭を経済的に支援することができました。(対象者数123人、内受給者数108人)	
	8	不妊治療費の助成	こども家庭課		A	不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 一般不妊治療助成 申請延件数:48件(うち先進医療実施件数18件) 申請者実人数:32人(うち男性1人) 申請者のうち妊娠した方:13人 不育治療助成 申請延件数:1件	1	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。 不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 令和4年4月より、不妊治療に係る保険適用範囲が拡大されたことに伴い、市で助成する治療内容についても拡大しました。	1	保険適用の拡大に伴い、不妊治療を実施される医療機関も増え、治療に取り組まれる方が増加しています。申請期間が限られているため、申請漏れ等がないよう、広報にも注意して必要があると考えます。 令和5年2月より開始した、出産子育て応援給付金事業については、妊娠届出時の面接及び赤ちゃん訪問にて面接の上、申請をいただくことで確実に給付ができています。	
	9	要保護・準要保護児童生徒徒援助費の支給	学校教育課		A	入学説明会や年度当初の周知に加え、給食費が滞っている家庭へ個別に制度の案内を行い、制度の周知を図りました。	1	入学説明会や年度当初の周知に加え、給食費が滞っている家庭へ個別に制度の案内を行い、制度の周知を図りました。	1	就学援助率(準要保護)が上昇しています。	
	10	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課		A	学校と連携し、対象者について漏れなく対応しました。	1	学校と連携し、対象者について漏れなく対応しました。	1	対象となる児童生徒に対応しました。	
(5)家庭生活を支援する体制づくりの推進	1	子どもの居場所の提供	こども家庭課		A	安心して過ごせる居場所を提供し、実人数17人の小中学生が利用しました。 スタッフとともに食事の準備や後片付け、掃除などの日常生活のスキルを身につけること、学習習慣や社会のルールの定着を目的として、居場所での日々の生活を過ごしたり、体験活動を実施したりしました。 今後も引き続き、支援が必要な子どもたちが利用できるよう、関係する組織や団体と連携し、利用を促していきます。	1	令和2年10月にB&G財団からの運営助成金を受け、「子ども家庭サポートセンターRuri」を開設しました。子どもたちの安心・安全となる居場所を提供し、生活習慣や学習習慣の定着を支援するため、サポート教室を運営し様々な体験活動を実施しました。また、令和4年12月からは送迎を実施し、通所できる校区を広げ、必要な児童に支援できるよう努めました。	2	「子ども家庭サポートセンター」が園部町内にあり、現時点で日吉町内と美山町内の子どもは受け入れていません。受け入れる範囲をどう広げていくのが考えていく必要があります。	
	2	支援が必要な家庭の気づきの体制づくり	こども家庭課		B	子どもの貧困対策庁内推進委員会を1回開催し、令和7年度を始期とする「南丹市こども計画」について説明と意見交換を実施しました。 また、地域の支援者や各団体の方々向けに研修会を実施し、5年度については、虐待を受けた方、貧困によるヤングケアラーだった方などの当事者が出演する映画上映と当事者の声を届け、参加者との意見交換を実施し、支援の中での気づきについて話し合いました。	2	令和2年度を始期とする「子どもの貧困対策推進計画」を作成し、計画に基づき、経済的困難に限らず、家庭の養育不足などを背景に困難を抱えている子どもたちへ支援が適切になされるよう庁内貧困対策推進委員会を設置し、連携の強化を図りました。また、地域の支援者向け研修では、映画の上映やヤングケアラーについての研修、事例を通じた情報共有に取り組みました。地域の方々の早期発見のための「気づきマニュアル」も作成し、民生委員へ配布を行いました。	2	今後は「南丹市こども計画」に位置付け、地域と行政とが一緒にあって、今後も継続して子どもの貧困対策に取り組む必要があります。	

第3期計画 記載検討内容			
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性
(4)子育て家庭への経済的負担の軽減	児童手当の支給	制度改正により、対象年齢を高等学校修了までと拡大となり、さらに所得制限を無くして、児童を養育している保護者に申請により手当を支給します。なお、児童が施設入所している場合を除きます。	2
	児童扶養手当の支給	18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。なお、児童が施設入所している場合や公的年金等の受給により、手当てを受給できない場合があります。 令和6年11月より拡大内容 第3子の以降の加算額変更及び所得制限額の引き上げ	2
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の児童で心身に障がいがある子どもを養育・介護されている方に手当を支給します。随時受付し、京都市が決定します。児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます。	2
	不妊治療費の助成	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担を軽減するために不妊治療に要する費用の一部を助成します。	2
	要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	2
	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	2
(5)家庭生活を支援する体制づくりの推進	子どもの居場所の提供	家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、子どもたちが安心して生活し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につける家でも学校でもない子どもの居場所を提供します。	1
	支援が必要な家庭の気づきの体制づくり	南丹市子どもの貧困対策推進計画に基づき、支援が必要な家庭を発見し、支援する仕組みを作ります。子ども・保護者・家庭への一体的となった支援を行います。	1

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標5:安心して暮らせるまちづくりの推進>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
基本施策					各施策について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	※令和5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各施策について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 子どもの遊び場の確保	1	公園の整備	建設整備課		B	都市公園等の施設や樹木等の維持管理業務を行い、また、定期的な公園パトロール及び遊具点検を実施し、誰もが安心して利用できる公園として、安全管理を実施しました。 令和5年度は、園部公園の再整備についての検討を行い、大型遊具や幼児遊具の設置についても検討を行っています。 その他の公園等については、遊具点検等の結果を基に、更新計画等の検討を行いました。	2	都市公園等の施設や樹木等の維持管理業務を行い、また、定期的な公園パトロール及び遊具点検を実施し、誰もが安心して利用できる公園として、安全管理を実施しました。	2	設置から年数が経過している公園については、遊具等施設の老朽化による更新が、次年度以降の検討課題となっています。
	2	学校施設、社会教育施設の活用	スポーツ推進課		B	各小学校、中学校の体育館等を開放し、スポーツ協会等と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業を実施しました。	2	各小学校、中学校の体育館等を開放し、スポーツ協会等と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業を実施しました。	2	引き続き、スポーツ協会等と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業を実施していきます。
	3	保育施設の活用	幼児教育・保育推進課		B	園児学はコロナ禍以降、個別の対応としています。また一斉の園開放は実施できていません。園利用を希望されている保護者の不安な気持ちや疑問が解消できるよう、個別の対応を丁寧に実施し、子育ての不安に寄り添う対応に努めました。	2	幼稚園では年1回ですが、未就児に対しての園庭開放を実施しました。就園に対する不安や悩みなど話せる場となっています。	2	園児数が減少していくなか、園児数確保のために「幼児教育」の発信が必要です。園庭開放日の日数を増やしていくことを検討しています。そのためにも人材確保が大きく関わってきます。今後は「こども誰でも通園制度」が導入される予定です。
(2) 交通安全対策の充実	1	交通安全教育の推進	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)A	(学校教育課) 南丹警察署や関係機関と連携しながら、幼稚園や学校において計画的に交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ることができました。また、交通安全に関わる資料等をもとに、交通安全についての指導を繰り返し行い、指導の徹底に努めることができました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹警察署と連携し、計画的に児童対象や保護者も含み交通安全教室を実施しています。年齢に応じた内容を計画して、交通安全の啓発を行っています。また、園だよりなどを通じて視覚化し保護者にも伝えていきます。 一部の施設になりますが、登園時の自転車利用者のヘルメット着用調査を実施しました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図りました。 「交通安全プログラム」を活用して通学路のハード面の整備を進めました。 新中学1年生で自転車通学を許可された生徒にヘルメットを配布しました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹警察署と連携し、計画的に児童対象や保護者も含み交通安全教室を実施しています。年齢に応じた内容を計画して、交通安全の啓発を行っています。また、園だよりなどを通じて視覚化し保護者にも伝えていきます。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 交通安全教育については、通学等の環境の変化により、都度実施していくことが大切であり、道路状況の変化等の情報も共有化していきます。 (幼児教育・保育推進課) 交通安全に対する意識の高揚を図ることができました。交通安全に対する意識を児童がしっかり身につけるためには積み重ねが大切です。交通安全教室に限らず、平日頃の登降園時の中でも指導を積み重ね、身に付いていくように工夫していく必要があります。
	2	地域の見守りの強化	総務課		B	子どもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施しました。また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、子どもの安全対策を進めました。	2	子どもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施しました。また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、子どもの安全対策を進めました。	2	子どもの通学指導については、地域住民やPTAなどボランティアによる見守り活動が各区区ごとに定着しつつあります。警察などの関係機関と連携を図りながら取り組みができました。
	3	危険箇所の点検	学校教育課		A	南丹市通学路交通安全プログラムに基づき、10月に危険箇所について関係機関の連携を図るため、「南丹市通学路交通安全対策推進会議」を開催し、実地の合同点検を実施しました。対策可能な危険箇所については改善等を行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表しました。	1	南丹市通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所について関係機関の連携を図るため、「南丹市通学路交通安全対策推進会議」を開催し、実地の合同点検を実施しました。対策可能な危険箇所については改善等を行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表しました。	1	関係機関と連携の上、対策可能な危険箇所については改善等を行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表しました。
	4	安全な道路環境づくりの推進	建設整備課		B	市道木崎小桜線(内林町交差点から本町交差点)で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保し、令和2～5年度事業においては、若松町地内、内林町地内において歩道拡幅を実施しました。 歩道拡幅工事(若松町地内)長さ165m 歩道拡幅工事(内林町地内)長さ137m	2	市道木崎小桜線(内林町交差点から本町交差点)で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保し、令和2～5年度事業においては、若松町地内、内林町地内において歩道拡幅を実施しました。 歩道拡幅工事(若松町地内)長さ165m 歩道拡幅工事(内林町地内)長さ137m	2	歩道幅員の確保及び段差解消により、安全な歩行空間の確保ができました。
	1	犯罪のおこりにくい環境の整備	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)B	(学校教育課) 新小学1年生に安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布しました。 (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園では、連絡アプリを通して地域の防犯情報を配信したり、有事の際には保護者と速やかな連絡体制が取れるようシステムを構築し活用しています。 南丹警察署の協力で各種の防犯教室、訓練を実施し、防犯意識が高まるよう努めました。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りをお世話になり、子どもの安全確保に努めました。新小学1年生には安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布するとともに、新小学1年生のうち自転車通学を許可された生徒にはヘルメットを支給しました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・認定こども園と共有しています。保育所・幼稚園・認定こども園は基本、保護者送迎のため、安全な登降園については随時注意喚起を実施しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りをお世話になり、子どもの安全確保に努めました。また、新小学1年生には安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布するとともに、新小学1年生のうち自転車通学を許可された生徒にはヘルメットを支給しました。 (幼児教育・保育推進課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・認定こども園と共有しています。保育所・幼稚園・認定こども園は基本、保護者送迎のため、安全な登降園については随時注意喚起を実施しています。
	2	地域ぐるみの防犯体制づくり	学校教育課		B	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めました。	2	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めました。	1	地域の安全、特に子どもの安全確保は最優先事項です。またコミュニティスクール推進の観点からも防犯を通したまちづくり、学校づくりは非常に意義があると考えます。

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
			1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
(1) 子どもの遊び場の確保	時代や社会状況が変化し、子どもたちの遊び場が限られてきている中で、学校施設の開放や既存施設の活用、公園などの管理を行いながら、子どもたちが安全に遊べる環境を確保していくことが重要です。 また、子どもと子育て家庭の利用や地域性に留意した遊び場の確保の取り組みが求められます。	公園の整備	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備について、都市計画決定を行ったすべての都市公園の整備は完了しています。 子どもたちの日常生活上の遊び場として、公園の出入口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	2
		学校施設、社会教育施設の活用	生涯学習の場、スポーツ活動の場としての活用とともに子どもの居場所としての活用を進めます。	2
		保育施設の活用	園庭開放により未就園児との交流を図り、子育て相談事業等を計画的に実施します。	3
(2) 交通安全対策の充実	子どもが通学や遊びの際に安全に行き帰りができるように、危険箇所を点検するほか、地域の見守りを強化していく必要があります。	交通安全教育の推進	南丹警察署と連携し、保育所・幼稚園・認定こども園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 また、学校においては自主防犯ボランティアである「見守り隊」による地域・保護者と連携した登下校時の見守りを実施します。	(学校教育課)2 (幼児教育・保育推進課)2
		地域の見守りの強化	子どもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施します。 また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、子どもの安全対策を進めます。	2
		危険箇所の点検	PTAや地域などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。 内容に応じて、庁内で課題や要望を共有します。	2
		安全な道路環境づくりの推進	安全な歩行空間が確保できるように、歩道の幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや視覚障がい者誘導用ブロック等、道路施設の改良を計画的に推進します。	2
		犯罪のおこりにくい環境の整備	南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・認定こども園・小・中学校と共有し、注意を促します。 また、安全帽や防犯ブザー・防犯鈴を配布します。 保育所・幼稚園は保護者の送迎を基本とし、小・中学校登下校時は地域や関係機関等と協力しながら見守りを実施します。	(学校教育課)2 (幼児教育・保育推進課)2
		地域ぐるみの防犯体制づくり	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。 また、「こども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めるとともに、地域住民や子どもに「こども110番の家」の周知を図ります。	2

■第2期計画の総括及び次期計画にむけた調査票  
 <基本目標5:安心して暮らせるまちづくりの推進>

	個別施策に対する評価									
	No.	施策	担当課1	担当課2	施策の進捗状況	令和5年度の取り組み内容	令和5年度の施策の達成度評価	第2期計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	第2期計画期間中の施策の達成度評価	評価の理由・課題
(3) 子どもの安全対策の充実	3	情報伝達体制の確立	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)A	(学校教育課) 子ども不審者情報や危険動物出没情報について、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。また学校においてはアプリ等を活用し、迅速な情報伝達に努めました。  (幼児教育・保育推進課) 保育所・幼稚園・認定こども園は連絡アプリ「すくーる」を活用し、有事の際の連絡ツールとしています。緊急時のお知らせや園の情報発信などにも活用しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 子ども不審者情報や危険動物出没情報について、アプリ等を活用し、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。  (幼児教育・保育推進課) 令和3年度より連絡アプリ「すくーる」を活用し有事の際の連絡ツールとしています。緊急時のお知らせや園の情報発信などにも活用しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 緊急時を含めて情報伝達体制の見直しと改善は非常に重要であり、また機構改正により、これまで以上に情報伝達については共通理解を図る必要があります。  (幼児教育・保育推進課) 毎年、4月に新入児には加入していただき、全園児家庭に情報が配信できる環境を整備します。定期的な園配信を通じ、配信メッセージが既読となるか確認が必要です。
	4	防犯・安全教育的の推進と安全管理	学校教育課	幼児教育・保育推進課	(学校教育課)A (幼児教育・保育推進課)B	(学校教育課) 児童生徒の発達段階に応じて、警察等関係機関と連携し、防犯教育や安全教育を実施しました。また、各校において作成している安全計画・防災計画に基づき、避難訓練等を実施し、課題を明らかにしながら児童生徒の安全・安心な環境づくりを実施しました。また保護者による「引き渡し」訓練等、より実際に即した訓練を行い、安全の推進を図りました。  (幼児教育・保育推進課) 令和5年度は八木東幼稚園が京都府幼児教育アドバイザー研修で防犯アドバイザーを招き、研修を実施しました。他園からも参加して研修を受講しました。園内外の防犯視点を教えていただきました。また、各所園ともに防犯訓練は年一回以上実施し、職員の防犯に対する意識が深まるように実施しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	(学校教育課) 児童生徒の発達段階に応じて、警察等関係機関と連携し、防犯教育や安全教育を実施しました。また、各校において作成している安全計画・防災計画に基づき、避難訓練等を実施し、課題を明らかにしながら児童生徒の安全・安心な環境づくりを実施しました。  (幼児教育・保育推進課) 令和元年度より駐在所員の防犯指導を受けています。令和4年度は八木中央幼稚園、令和5年度は八木東幼稚園が防犯アドバイザーを招き、近隣の駐在所員も含め、研修を実施しました。他園からも参加して研修を受講しました。園内外の防犯視点を教えていただきました。また、各所園ともに防犯訓練は年一回以上実施し、職員の防犯に対する意識が深まるように実施しています。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)1	(学校教育課) 相次ぐ自然災害や学校における事故に鑑みて、各学校の安全対策への意識は高まっており、訓練の良質共に高いレベルになりつつあります。  (幼児教育・保育推進課) 警察署や専門家のアドバイスを受け、実際の園の死角や危険箇所がわかり、改善につなげることができました。今後も計画的に園内の防犯環境を整えていくことが重要と考えます。
(4) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	1	公共施設などのバリアフリー整備	こども家庭課		E	点検を実施することはできませんでしたが、設置設備については日常点検レベルで破損の確認はありませんでした。	4	令和3年度に専門業者による定期点検を実施し、修繕を行いました。 令和4年度以降は施設の管理者による日々の点検、令和5年度は実施ができませんでした。	3	設備の状態や設置後の年数を踏まえながら、修繕、更新等も検討していく必要があります。
	2	雇用の創出と若い世代への就職支援	商工観光課		C	若年層の市民を対象とした正規雇用を促すため、製造業を対象に補助制度を展開したところ、51名の新規雇用者のうち20名が市内からの雇用となったが、市内雇用率としては39%に止まり、目標の60%を下回りました。 併せて、商工会と連携して創業セミナーを実施し、13名の方が所定の課程を修了されました。	2	コロナ禍を受け、個別の就職支援や再就職支援など、内容を工夫しながら支援を継続しました。 また、コロナ禍においても絶えずことなく創業セミナーを開催したことで、南丹市内において継続的に創業者を育成することができました。	2	市ホームページや広報紙、チラシなどによる情報発信は継続して行っていますが、SNSを活用した情報発信ができておらず、若者へ情報が届きづらい状況があるため、強化する必要があります。
	3	賑わいと安心の生活環境づくり	商工観光課		C	「誇りと絆の賑わい商店街づくり事業」において、1団体が活用され、街の賑わいや商店を活性化させる機会となりました。 また、商業イベントについては、本年度も「園部城祭り」を支援し、家族連れをはじめ市内外から多くの方に来場いただき、盛会のうちに終えることができました。	2	コロナ禍においても、補助事業を継続することで、街の賑わいと活気を絶やさないための支援を行いました。 また、商業イベントとして支援を継続した「園部城祭り」については、一度は中止となったものの、市内外から関心を寄せていただけの地域イベントとして定着しつつあります。	2	新型コロナウイルスの感染拡大に係る規制が緩和されたことを受け、安心して子育てができる賑わいのあるまちづくりのため、商店街事業者を中心として、街の魅力創造を引きつつ推進する必要があります。
	4	若者定住施策の充実	地域振興課		A	・転入者1,132人、転出者1,189人 ・Uターン者住宅購入等支援事業 商品券交付19件 ・子育て応援住宅支援事業 補助金交付4件 ・結婚新生活支援事業 補助金交付7件	1	住宅の購入等を伴ってUターンする子育て世帯に商品券を交付し、子育て世帯のUターンと地域経済の活性化を図りました。 子育て世帯が多子世帯の居住または三世帯同居・近居のために行う住宅の改修に補助金を交付し、子育て世帯の移住と定着および世代間支援の促進を図りました。 新婚世帯の婚姻に伴う住宅取得費・住宅リフォーム費・住宅借費・引越費に補助金を交付し、新婚世帯の移住と定着につなげました。 地域団体が行う空き家を活用した定住促進拠点施設(お試し住宅など)の整備に補助金を交付し、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備しました。	1	対象世帯の経済的負担・育児負担を軽減したり、定住促進拠点施設を整備したことにより、若い世代の移住と定着につなげることができました。
	5	定住促進に向けた情報の発信	地域振興課		A	・定住促進サポートセンター運営事業 移住相談617件、マッチング41件、物件登録59件 ・定住促進地域情報発信ツール整備事業 交付金交付1件 ・定住促進サイト「なんくら」で空き家情報等を発信 ・定住ガイドブック「なんくら」で制度情報等を発信	1	定住促進サポートセンターを拠点として、移住希望者・空き家所有者からの相談対応や空き家バンク物件の紹介などを行ったり、定住促進サイト「なんくら」から情報発信することにより、移住希望者を地域や空き家所有者につなぎ、地域の新たな担い手として受け入れました。(目標相談件数 年間300件) 地域団体が定住促進を目的に行う情報発信ツールの作成に補助金を交付し、地域の情報発信機能を強化しました。	1	地域の移住相談人材と連携・役割分担し、移住者受入体制の整備や空き家情報などの発信を行ったことにより、定住促進に寄与することができました。

第3期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	施策・事業の内容	施策の方向性	
(3) 子どもの安全対策の充実	子どもたちの安全を支える取り組みとして、防犯用具の配布や防犯教育の徹底などを推進し、地域ぐるみで安全な環境をつくっていくことが重要となっています。	情報伝達体制の確立	地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。メール配信や学校・関係機関への情報提供を行います。各校においては、アプリを活用し、迅速な情報伝達や業務の効率化を図ります。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2
	防犯・安全教育の推進と安全管理	防犯教室の開催や警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。保育所や幼稚園、認定こども園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。防犯対策の一環として防犯カメラの設置導入を検討します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取り組みを実施します。	(学校教育課)1 (幼児教育・保育推進課)2	
(4) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	子育て世帯が定住しやすい環境づくりは、住環境をはじめ、教育・保育の環境、就業支援や雇用の創出なども含め総合的な視点が必要です。「定住促進～住み続けたいまち・住んでみたいまち～」を基本理念とした、平成29年度に策定した『定住促進アクションプラン』にあげられた、地域別の定住促進施策(重点施策)をはじめとする各種施策や計画などと連携し、展開していくことが重要です。	公共施設などのバリアフリー整備	公共施設に設置している育児支援設備(ベビーベッド、ベビーキープ等)の日常点検、定期点検を行います。設備の状態や設置後の年数を踏まえながら、育児支援設備の更新も検討します。	3
		雇用の創出と若い世代への就職支援	子育て家庭等の生活基盤の安定と定住を促進するため、京都府や民間企業と連携しながら積極的な企業誘致に努め、新たな雇用環境の創出を図るとともに、若年層の市民を対象とした正規雇用の促進に努めます。また、ハローワークやジョブパークと連携し、子育て家庭への就職のマッチングに重点を置くとともに、就職のしやすい環境づくりを進めます。	2
		賑わいと安心の生活環境づくり	子育て家庭の消費意欲が高まり安心して買い物ができるような、安心・安全で賑わいのある商店街づくりを進めます。また、定期的な商業イベント等の開催により子育て家庭同士が出会い、つながることのできる場を創出します。	2
		若者定住施策の充実	南丹市定住促進アクションプランに基づき、子育て世帯などの定住促進に取り組みます。Uターンする子育て世帯への支援、多子世帯や三世帯同居・近居を始める世帯への支援など、子育て世代など若い世代にターゲットを絞った施策を推進します。また、空き家・空き店舗を活用し、お試し住宅・シェアオフィスといった複合的な機能を持つ定住促進拠点施設を整備する地域団体の支援などにより、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備します。	2
		定住促進に向けた情報の発信	若者や子育て世帯の定住促進に向けて、市ホームページの移住・定住支援サイト「なんくら」や広報紙などを活用し、住まいに関する情報や起業につながる情報などを発信します。また、地域の紹介や情報を発信する、集落の教科書などの地域情報発信ツールづくりを推奨します。常に新たな情報が発信できるよう、情報などの管理体制を整えます。	2